

教育委員会定例会事項書

平成31年3月7日(木)

14:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 50 号 三重県いじめ防止基本方針の改定について

議案第 53 号 専決処分の承認について(平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号))

議案第 54 号 平成32年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について

議案第 55 号 「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」最終案について

4 報 告 題

報告 1 教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について

報告 2 スマートフォン等の使用に関する実態調査について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

平成31年2月8日(金)

開会 13時30分

閉会 14時04分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 原田委員

4 採択議案の件名

議案第51号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第52号 職員の人事異動(事務局及び県立学校)について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

該当なし

7 その他会議において必要と認めた事項

継続審議 議案第50号 三重県いじめ防止基本方針の改定について

議案第50号

三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり提案する。

平成31年3月7日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

三重県いじめ防止基本方針の改定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号及び三重県教育委員会権限規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県いじめ防止基本方針の改定について

1 2月8日以降の経過

・県いじめ防止基本方針については、千葉県野田市で発生した女児虐待事案後、開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議の内容を受けて、要保護児童等の情報の取り扱いなどの新たなルールを国が設定することから、児童生徒のアンケート等から得た情報に関する取り扱いについて、国のルールを踏まえ、改めて検討することとしました。

・文部科学省及び厚生労働省等から、2月28日付けで「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」及び「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」通知がありました。

2 国の通知における情報管理に関する主な内容

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携について【第189号】」(要旨)

○情報元の秘匿(新たなルール①、第189号1(2))

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の請求があったとしても保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

○保護者からの要求への対応(新たなルール②、第189号1(3))

学校等及びその設置者においては、保護者から学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校等は複数の教職員等で対応するとともに、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有の上、関係機関が連携して対応する。

3 国の通知を受けての修正箇所

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(2) いじめの早期発見のための措置

(ア) 定期的な調査等(別紙改定案P5)

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

○各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するとともに、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮するよう促す。その際、虐待が疑われる記載等があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応することについて周知徹底を図る。

4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(イ) 早期発見 (別紙P14)

(前略)～

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。この際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

～ (後略)

4 今後の対応方針

市町教育委員会及び県立学校に対し、三重県いじめ防止基本方針改定を通知し、周知徹底いたします。

別紙
改定案全文

三重県いじめ防止基本方針（案）

平成26年1月29日
三重県
（最終改定 平成31年3月7日）

目次

1	本方針改定の趣旨	1
2	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
(1)	三重県いじめ防止条例の目的	1
(2)	いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
(3)	いじめの定義	2
(4)	いじめの理解	4
3	三重県が実施するいじめの防止等に関する施策	4
(1)	県の責務	4
(2)	いじめの早期発見のための措置	4
(ア)	定期的な調査等	5
(イ)	相談体制の充実及び周知	5
(ウ)	個人情報の保護	6
(3)	いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上	6
(4)	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	7
(5)	いじめの防止等のための啓発活動	7
(6)	学校相互間等の連携協力体制の整備	8
(7)	三重県いじめ問題対策連絡協議会	8
(8)	三重県教育委員会の附属機関	8
4	学校が実施するいじめの防止等に関する施策	9
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	10
(3)	学校におけるいじめの防止等に関する措置	12
(ア)	いじめの未然防止	12
(イ)	早期発見	14
(ウ)	いじめに対する措置	15
5	重大事態への対処	17
(1)	重大事態とは	17
(2)	報告(第一報)	18
(3)	調査の組織	18
(4)	調査	18
(5)	被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等	19
(6)	調査結果の提供及び報告	21
(7)	再調査	22
6	学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力	22
	資料	
(図)	重大事態発生時の報告・調査	23
	三重県いじめ防止条例	25

1 本方針改定の趣旨

国では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。三重県では、平成26年1月に国の基本方針を参酌し、法制定の意義や基本理念、県が実施すべき施策等を示した三重県いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）を策定した。

その後、平成29年3月に国の基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。

いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、そもそも外から見えにくいものであることから、いじめは、学校だけの問題ではなく社会全体の問題として、児童生徒に関わる全ての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、学校内外のいじめの防止に取り組むとともに、児童生徒が傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざすため、本県では、いじめの防止等の対策に関する基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた三重県いじめ防止条例（平成三十年三重県条例第三号。以下「条例」という。）を平成30年4月に施行し、いじめの問題を克服するため、社会総がかりで取り組むこととした。

こうした状況の中、本方針について、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、条例で規定されているいじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容にするとともに、平成29年3月に改定された国の基本方針の内容や同時期に策定されたガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映した内容に改定する。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) 三重県いじめ防止条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(3) いじめの定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(二～六 略)

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条(※1)の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについ

(※1) 法第22条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 県の責務

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

(いじめの早期発見のための措置)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。

3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報適切に保護するものとする。

(ア) 定期的な調査等

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

○各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するとともに、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮するよう促す。その際、虐待が疑われる記載等があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応することについて周知徹底を図る。

○市町教育委員会及び学校の取組状況について、県内一斉に調査を実施する。

○学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図るための支援を行う。

○インターネット上における書き込みの監視を業者に委託して、問題のある書き込みに対する早期発見・早期対応を支援する。

(イ) 相談体制の充実及び周知

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要することを理解し、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するとともに、関係機関・団体等の相談窓口(※2)の周知を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を配置することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

これらの相談体制の充実を図るに当たっては、以下のことに留意し進める。

○多様な相談に適切に対応できるよう、相談員等の研修を実施するなど、相談を受け者の資質向上に努める。

(※2)「こどもLINE相談みえ」(対象)中学生、高校生(相談時間)平日の午後5時から午後9時まで

(方法)無料通信アプリLINEでの相談(相談者)臨床心理士等が対応

「いじめ電話相談」毎日24時間 三重県教育委員会 TEL 059-226-3779

「24時間SOSダイヤル」毎日24時間 文部科学省 TEL 0120-0-78310

「少年相談110番」平日 9:00~17:00 三重県警察 TEL 0120-41-7867

「こどもほっとダイヤル」13:00~21:00 TEL 0800-200-2555

「子どもの人権110番」平日8:30~17:15 法務省 TEL 0120-007-110

「こども弁護士ダイヤル」平日9:00~17:00 三重弁護士会 TEL 059-224-7950

「チャイルドラインMIE」月~土16:00~21:00 TEL 0120-99-7777

○児童生徒、保護者へ相談窓口等の周知徹底をするとともに、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例等を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

(ウ) 個人情報の保護

いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報を適切に保護する。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて関係機関等で情報共有を行う。

(3) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

(いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。

○教職員の指導力向上を目指した研修の充実

- ・各ライフステージ（成長段階）で求められる資質能力を示す「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（三重県教育委員会 平成30年）に基づいた研修の開催
- ・生徒指導担当者講習会の開催
- ・学校において、教職員がいじめの防止や児童生徒理解を深めるための研修会の促進

○心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保

児童生徒に対するより専門的な心のケアや関係機関との連携を進めるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の確保に努める。また、公立学校において学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員等の専門家を派遣し、学校に対して指導・助言を行い、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携して、問題解決に向け支援する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

アンケートにより児童生徒のインターネットの利用について把握したうえで、インターネットの正しく安全な利用方法や、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深めるなど、情報モラル教育に注力する。また、ネットパトロールにより、問題のある書き込みや児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視し、問題のある書き込みについてはそれを削除する取組を行う。

(5) いじめの防止等のための啓発活動

(啓発活動)

第18条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進し、県民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。

○メディアや広報媒体を活用した啓発

○イベントや研修会等を通じた啓発

○ピンクシャツ運動の推進（4月、11月）

○学校におけるいじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進

○関係機関・団体等と連携した取組の推進

また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことがで

きる窓口（※2）、及び関係機関と連携を図りいじめからの救済に関する制度等（※3）について広報啓発を行うものとする。

（6）学校相互間等の連携協力体制の整備

（学校相互間等の連携協力体制の整備）

第19条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

（7）三重県いじめ問題対策連絡協議会

本県では、いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例により三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置する。（平成二十六年三月 三重県条例第六号）（条例第14条）（※4）

構成は、三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

（8）三重県教育委員会の附属機関

本県では、本方針に基づく県立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、三重県いじめ対策審議会条例により三重県教育委員会に「附属機関」を設置する。（平成二十六年三月 三重県条例第七号）（条例第14条）（※4）

「附属機関」の機能は、以下のとおり。

○いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、三重県教育委員会の諮問を受け、本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究を行う。

○県立学校におけるいじめの事案について、三重県教育委員会が県立学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。

（法第24条）（条例第20条第1項）

○県立学校における重大事態に係る調査を三重県教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。

（法第28条）（条例第20条第1項）

（※3）法務省の人権擁護機関による救済措置

（※4）条例第14条（いじめの防止等のための組織の活用） 県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校がいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

○その他、三重県教育委員会が必要と認める事項について審議する。

構成は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」等といったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する必要がある。(条例第7条第1項) また、学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を置く。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること等により、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を聞くよう、努める。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当た

って中核となる役割を担う。具体的な役割としては、以下のとおりである。

【未然防止】

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を適切かつ迅速に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておくものとする。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシ

ップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に加え、実効性のある人選とする必要がある。

なお、法第28条第1項(※5)に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

(※5) 法第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。
- 4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 (1、2 略)

3. 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

(ア) いじめの未然防止

いじめほどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、学校及び学校の教職員は、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

未然防止の基本として、

- ・全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- ・児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童生徒に対してその特性の理解を促す取組を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒にかかわるいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な支援及び必要な指導を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめについては、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校として必要な配慮や対応を行う。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）に対するいじめについては、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払う。

(イ) 早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

第 15 条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(2、3 略)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないがとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査(学期に一回以上)に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとする。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。この際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、

保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

また、いじめを正確に認知することは、いじめの対応の第一歩である。いじめの正確な認知については、以下の点について留意すること。(※6)

○各学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認すること。

○いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料(※7)の全ての教職員への配付や、職員会議や各学校に設置する学校いじめ対策組織の会議、いじめの問題に関する研修会において、管理職等が当該資料の内容を説明するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

○いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素(加害行為の「継続性」「集団性」等)を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

(ウ) いじめに対する措置

条例第7条第1項では、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、

(※6) 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく報告を踏まえた対応について(通知)」(平成30年3月26

日付け 29 初児生第42号 文部科学省初等中等局児童生徒課長通知)を参照

(※7) 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)」(平

成28年3月18日付け 27 初児生第42号 文部科学省初等中等局児童生徒課長通知)

児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消については、以下に示すことを踏まえて判断するものとする。

《いじめの解消について》

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、県内のいじめに関する個別の事案に関して、県立学校は県教育委員会に報告、市町立学校は各市町教育委員会に報告、各市町教育委員会は必要に応じて県教育委員会に情報提供する。また、収集した情報については、必要に応じて調査研究に活用したり、いじめの防止や予防の観点から関係者と共有し、いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等に対して、適切に対応できるようにする。

加えて、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

5 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第20条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同条（学校にあっては、法第29条第1項、法第30条第1項、法第31条第1項及び法第32条第1項）に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

いじめの重大事態については、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」及び「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。

(法第28条)

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

(2) 報告（第一報）

学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに学校の設置者に報告する。報告を受けた学校の設置者は、その事案の調査を行う主体等について判断する。

また、市町教育委員会所管の小中学校において、重大事態が発生した場合は、当該市町教育委員会を通じて速やかに三重県教育委員会に報告する。

その際、三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請若しくは必要に応じて、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介する等の支援等を行う。

私立学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに三重県環境生活部に報告し連携を図る。

なお、国立学校からの報告は文部科学大臣に、公立学校に関わる報告は当該地方公共団体の長に、私立学校に関わる報告は三重県知事に、学校設置会社が設置する学校に関わる報告は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

(3) 調査の組織

学校の設置者又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

学校の設置者が調査主体となる場合、公立学校の場合は、教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。私立学校及び国立大学附属学校の場合は、学校の設置者が立ち上げた「第三者委員会」が調査を行う。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織を、調査を行うための組織の母体とする場合と、第三者委員会を立ち上げる場合とが考えられる。これらの組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学・学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。学校の設置者又は学校は、「附属機関」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

③児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目

的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート調査等で得られた情報

- の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。
- ・調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
 - ・加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る事。

調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校の設置者又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。（法第28条第2項）

これらの情報の提供に当たって、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

調査結果については、国立学校に関わる調査結果は文部科学大臣に、公立学校に関わる調査結果は当該地方公共団体の長に、県立学校及び私立学校に関わる調査結果は三重県知事に、学校設置会社が設置する学校に関わる調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表す

ることが望ましい。

また、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

(7) 再調査

上記(6)における調査結果の報告を受けた文部科学大臣、三重県知事、地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。(条例第21条(※8)、法第30条、第31条)

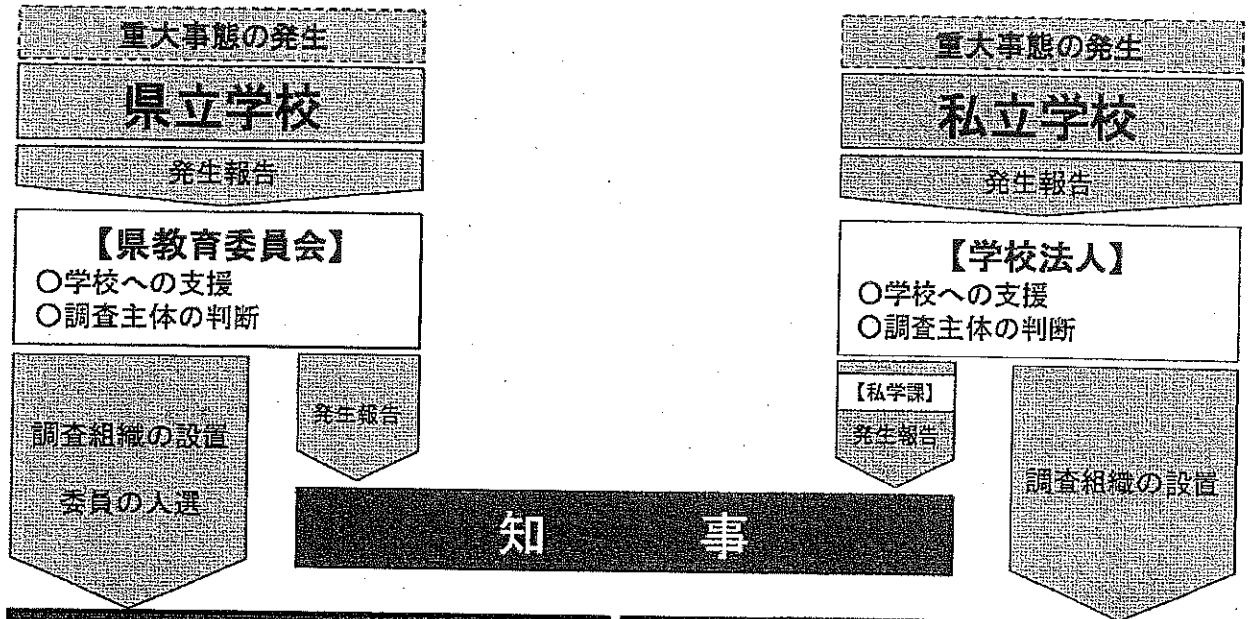
6 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力

(学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力)

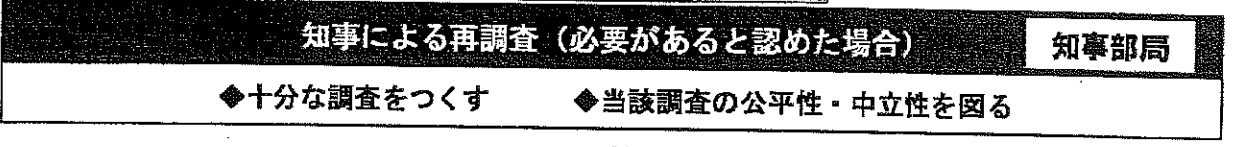
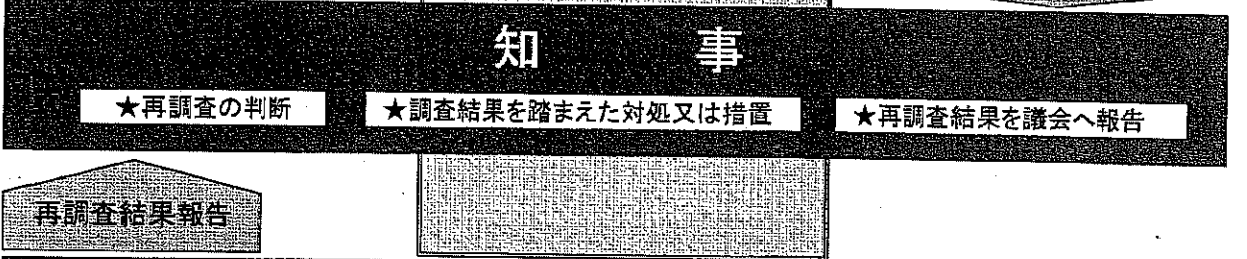
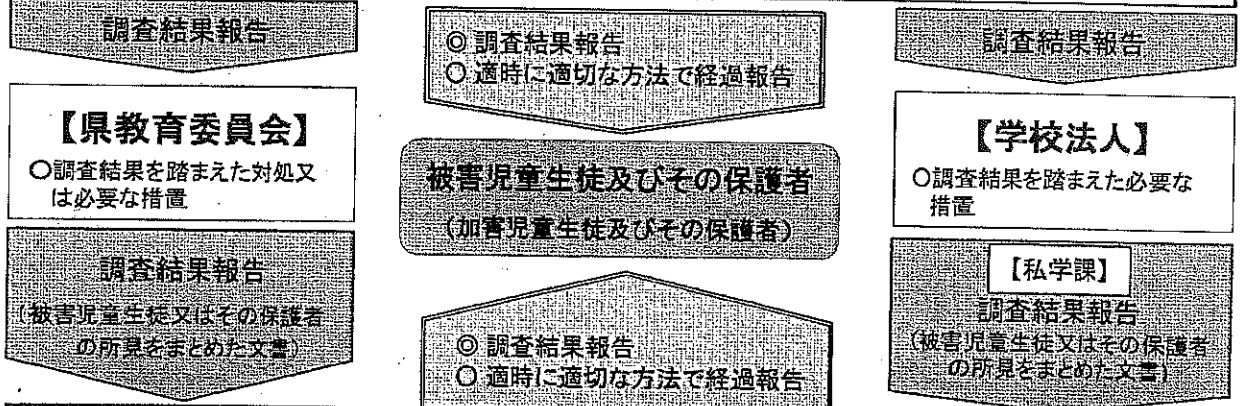
第22条 県は、学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)、学校設置会社(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。)及び高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。)の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行うものとする。

(※8) 条例第21条(知事による対処) 知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

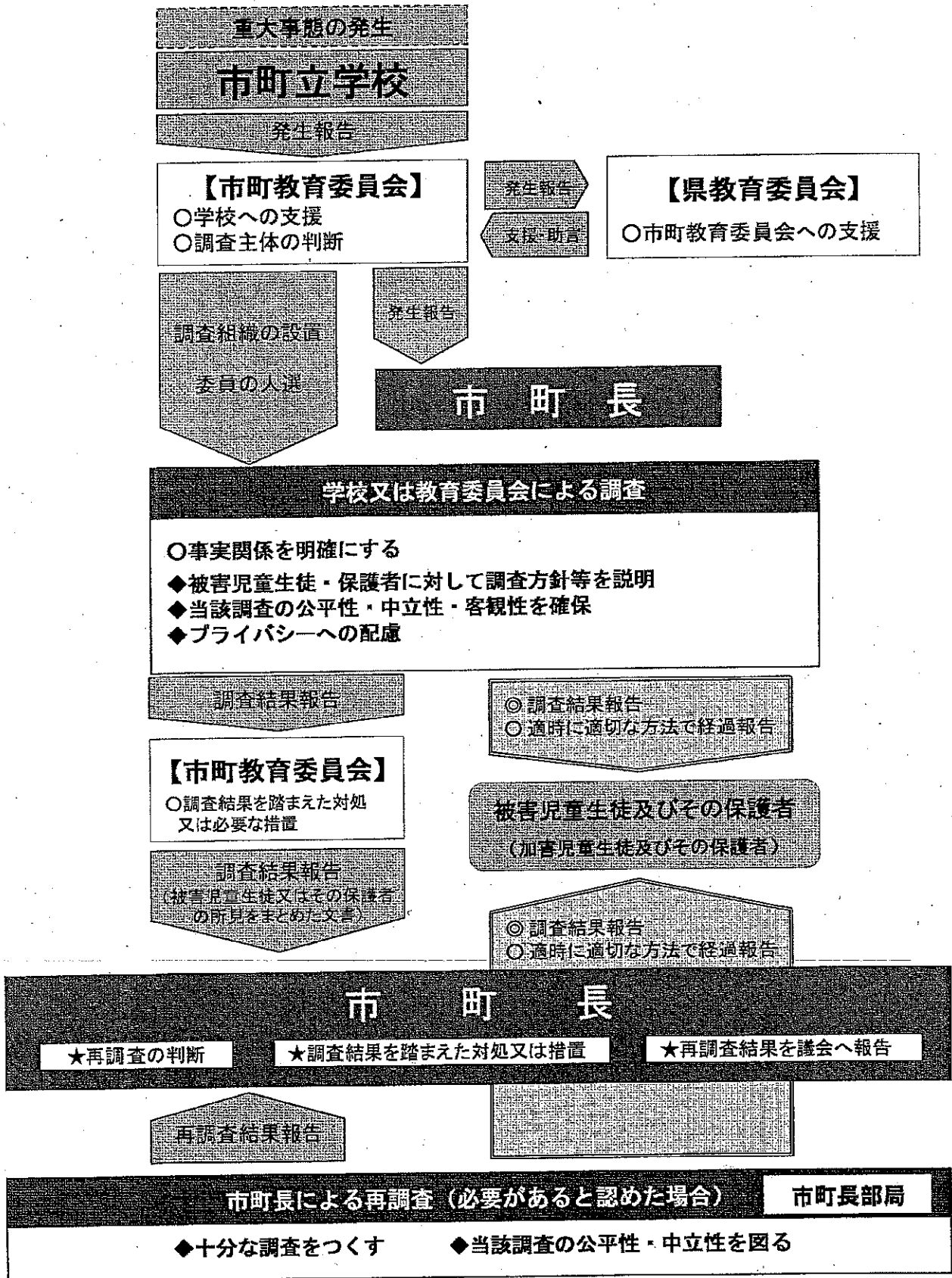
重大事態発生時の報告・調査（県立学校・私立学校）



学校又は教育委員会による調査	学校又は学校法人による調査
<ul style="list-style-type: none"> ○事実関係を明確にする ◆被害児童生徒・保護者に対して調査方針等を説明 ◆当該調査の公平性・中立性・客観性を確保 ◆プライバシーへの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○事実関係を明確にする ◆被害児童生徒・保護者に対して調査方針等を説明 ◆当該調査の公平性・中立性・客観性を確保 ◆プライバシーへの配慮



重大事態発生時の報告・調査（市町立学校）



三重県いじめ防止条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 学校 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 三 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者をいう。
- 五 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 六 事業者 営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する児童生徒の話を聞くとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第9条 県民及び事業者は、その居住する又は事業を行う地域において児童生徒を見守り、学校、家庭その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、その設置する学校又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に情報を提供するよう努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第10条 児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第12条 県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは県いじめ防止基本方針を変更するものとする。

3 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

- 2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報適切に保護するものとする。

(いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

- 2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第18条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

- 2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

(学校相互間等の連携協力体制の整備)

第19条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

(重大事態への対処)

第20条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同条(学校にあつては、法第29条第1項、法第30条第1項、法第31条第1項及び法第32条第1項)に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

(知事による対処)

第21条 知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

(学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力)

第22条 県は、学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)、学校設置会社(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。))及び高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。))の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行うものとする。

平成30年4月1日施行



議案第53号

専決処分の承認について（平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号））

平成31年2月21日急施を要したため、別紙のとおり平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

平成31年3月7日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

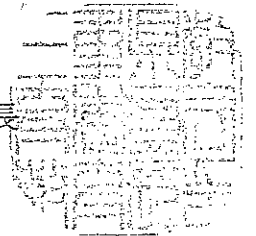


教委第17-1476号

平成31年2月21日

三重県知事 鈴木英敬様

三重県教育委員会教育長



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

平成31年2月19日付け総務第07-140号で照会のありました、平成31年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

事務担当

三重県教育委員会事務局

教育財務課 予算決算班

TEL 059-224-2943

FAX 059-224-2319



総務第 07-140 号
平成 31 年 2 月 19 日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、平成 31 年定例会に提出する議案
を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 山下 (PHS 5294)

議案第53号

平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	24,658,963	▲ 572,659	24,086,304
	小学校費	55,228,612	▲ 226,137	55,002,475
	中学校費	30,650,050	▲ 86,312	30,563,738
	高等学校費	34,944,859	▲ 195,261	34,749,598
	特別支援学校費	12,028,876	▲ 61,645	11,967,231
	社会教育費	470,886	▲ 55,807	415,079
	保健体育費	975,177	▲ 57,154	918,023
合計		158,957,423	▲ 1,254,975	157,702,448

歳出補正予算の主な内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
教育総務費				
教職員退職手当	15,287,138	▲ 572,954	14,714,184	退職手当の再算定による減額
高校生等教育費負担軽減事業費	3,979,698	▲ 40,594	3,939,104	高校生等奨学給付金等の実績見込の精査による減額
事務局人件費	2,582,767	61,734	2,644,501	人件費の再算定による増額
小学校費				
小学校人件費	53,380,397	▲ 153,685	53,226,712	人件費の再算定による減額
中学校費				
中学校人件費	29,604,112	▲ 42,969	29,561,143	人件費の再算定による減額
高等学校費				
高等学校人件費	28,941,313	▲ 89,480	28,851,833	人件費の再算定による減額
校舎その他建築費	1,354,638	▲ 73,031	1,281,607	入札差金による工事請負費等の減額
特別支援学校費				
特別支援学校施設建築費	347,170	▲ 49,969	297,201	入札差金による工事請負費等の減額
社会教育費				
受託発掘調査事業費	209,167	▲ 54,895	154,272	国及び中日本高速道路(株)からの受託事業の減による減額
保健体育費				
平成30年度全国高等学校総合体育大会開催事業費	560,947	▲ 36,306	524,641	競技種目別大会運営費の実績見込みによる負担金等の減額

議案第55号

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について、別紙のとおり提案する。

平成31年3月7日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案については、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、知事から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案に対する意見（案）

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について、原案に同意する。

平成31年3月7日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子



地域第12-188号
平成31年2月25日

三重県教育委員会教育長 様

三重県知事 鈴木 英敬

スポーツ基本法第10条第2項に規定する地方スポーツ推進
計画の策定にかかる教育委員会の意見聴取について

スポーツ基本法第10条第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体においては、その長が、地方スポーツ推進計画を定めるときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととされています。

このため、同条に基づき、本県の地方スポーツ推進計画である「三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案につき、教育委員会の意見を伺います。

【事務担当】

国体・全国障害者スポーツ大会局
総務企画課 総務企画班 村居
TEL 059-224-2998 (PHS5139)
Fax 059-224-3022

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案の概要

1 計画策定の根拠・背景

- 現行計画の計画期間が平成30（2018）年度までとなっていることから、平成31（2019）年度以降の本県のスポーツ推進に関する計画を策定する必要があります。
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめとする大規模スポーツ大会の開催を好機と捉え、「三重県スポーツ推進条例」に掲げた「県民力を結集した元気なみえ」の実現に向けて、引き続き取組を進めていく必要があります。

2 計画のめざす姿

「三重県スポーツ推進条例」のめざす姿である、「県民力を結集した元気なみえ」を実現するための計画とします。

3 計画期間

平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間とします。

4 全体構成

○第1章 計画の策定にあたって

計画の策定趣旨、計画期間、特徴などについて記載

○第2章 推進施策の取組

7つの施策ごとに、「基本的な取組方向」と「取組内容」について記載

○第3章 計画の実現に向けて

計画の進行管理やスポーツ関係団体との連携について記載

5 計画の特徴

○三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、県民の皆さんが両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で開催準備と大会運営に万全を期していきます。さらに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得をめざし、国体後も競技力を維持できるようにします。

○障がい者スポーツの裾野の拡大

県では、ボッチャ国際大会の開催(H30.3)や英国パラスイミングチームの合宿(H30.9)、日本パラ水泳選手権大会(H30.12)の誘致を行うなど、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めています。

これらの取組に引き続き、三重とこわか大会を開催することで、障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図ります。

また、障がいのある人がスポーツを通じて、自己の能力を最大限発揮し、自己実現をめざすことができる共生社会の実現に取り組めます。

○大規模大会のレガシー（遺産）を継承

全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組（事前キャンプ地誘致、聖火リレー等）に「オール三重」で取り組むことで得られる有形・無形のレガシーを広く継承し、スポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていきます。

「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」最終案の概要

策定趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を見据え、平成31(2019)年度以降のスポーツに関する取組を明確化

策定方針

①「スポーツ推進計画」の残された課題への対応

②スポーツを取り巻く環境の変化に対応

③大規模大会のレガシー(遺産)を継承

計画期間
平成31(2019)年度から
平成34(2022)年度の4年間

計画の特徴

①三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功
○「オール三重」で取り組む開催準備・大会運営
○三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得

②障がい者スポーツの裾野の拡大
○障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上

③大規模大会のレガシー(遺産)を継承
○三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催による有形・無形のレガシー(遺産)を継承

施策別取組概要

※太字下線
特徴となる施策

1 子どものスポーツ活動の充実
○家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充
○体育授業の充実 ○運動部活動の適正化と充実

2 地域におけるスポーツ活動の推進
○運動・スポーツに触れる機会の拡充
○総合型地域スポーツクラブの育成
○高齢者・女性・ビジネスパーソン世代のスポーツ参加の促進
○スポーツを通じた健康づくり

3 競技力の向上
○ジュニア選手及び少年選手の育成・強化
○成年選手の育成・強化
○女性アスリートのサポート
○指導者の養成・確保
○競技力向上のための環境整備
○競技スポーツを支える仕組みづくり
○スポーツ・インテグリティの保護・強化
(コンプライアンスの遵守・ガバナンスの強化)

4 障がい者によるスポーツ活動の推進
○三重とこわか大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成
○障がい者スポーツの裾野の拡大
(障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」取組)

5 スポーツを通じた地域の活性化
○三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、スポーツツーリズムの取組を通じた地域の活性化
○地域にねざしたクラブチームの育成・支援
○東京オリンピック・パラリンピックのキヤンパ地誘致
○スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成

6 施設の整備等
○スポーツ施設の整備
○県営スポーツ施設の管理運営

7 大規模大会の開催を契機としたスポーツ活動の推進
○全国中学校体育大会の開催準備
○三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催
○大規模大会のレガシー継承
(有形のレガシー、無形のレガシー)

計画の実現に向けて ○計画の進行管理 ○スポーツ関係団体との連携 ○スポーツ顕彰の実施

「三重県スポーツ推進条例」のめざす「県民力を結集した元気なみえ」の実現

計画のめざす姿

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案

平成31年3月

三重県地域連携部

国体・全国障害者スポーツ大会局

《目次》

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 現行計画にかかる取組の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 スポーツを取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 国の動向
 - (2) 県内の情勢
- 4 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 計画のめざす姿
 - (2) 計画の期間
 - (3) 計画の施策体系
- 5 計画の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 推進施策の取組

- <推進施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実>・・・・・・・・ 8
 - (1) 家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充
 - (2) 体育授業の充実
 - (3) 運動部活動の適正化と充実
- <推進施策2 地域におけるスポーツ活動の推進>・・・・・・・・ 12
 - (1) 県民の皆さんが運動・スポーツに触れる機会の拡充
 - (2) 総合型地域スポーツクラブの育成
 - (3) 高齢者のスポーツ参加の促進
 - (4) 女性のスポーツ参加の促進
 - (5) ビジネスパーソン世代のスポーツ参加の促進
 - (6) スポーツを通じた健康づくり
- <推進施策3 競技力の向上>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) ジュニア選手及び少年選手の育成・強化
 - (2) 成年選手の育成・強化
 - (3) 女性アスリートのサポート
 - (4) 指導者の養成・確保
 - (5) 競技力向上のための環境整備
 - (6) 競技スポーツを支える仕組みづくり
 - (7) スポーツ・インテグリティの保護・強化

＜推進施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進＞	22
(1) 三重とこわか大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成	
(2) 障がい者スポーツの裾野の拡大	
＜推進施策5 スポーツを通じた地域の活性化＞	26
(1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、スポーツツーリズムの取組を通じた地域の活性化	
(2) 地域に根ざしたクラブチームの育成・支援	
(3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致	
(4) スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成	
＜推進施策6 施設の整備等＞	30
(1) スポーツ施設の整備	
(2) 県営スポーツ施設の管理運営	
＜推進施策7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進＞	33
(1) 全国中学校体育大会の開催	
(2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催	
(3) 大規模大会開催のレガシーの継承	

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の進行管理	36
(1) 部局横断的な取組の推進	
(2) 三重県スポーツ推進審議会による進捗の評価	
(3) 県議会への報告	
(4) 県民の皆さんへの周知・広報	
2 スポーツ関係団体との連携	36
(1) 公益財団法人三重県体育協会	
(2) 一般社団法人三重県レクリエーション協会	
(3) 三重県障がい者スポーツ協会	
(4) 加盟団体との連携	
(5) 三重県スポーツ推進委員協議会	
3 顕彰の実施	38
(1) 地域スポーツの推進にかかる顕彰	
(2) 競技スポーツにかかる顕彰	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

本県では、平成27(2015)年、スポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の自主的かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進することを基本的な考え方として、県民がスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」をめざす姿とする「三重県スポーツ推進条例」(以下、「条例」という。)を施行しました。

そして、条例のめざす姿を実現し、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「三重県スポーツ推進計画」(以下、「現行計画」という。)を策定し、平成30(2018)年までの4年間を計画期間として、子どもの体力向上や地域におけるスポーツ活動の推進、競技力の向上、障がい者スポーツの裾野の拡大等に取り組んできました。

また、平成30(2018)年に開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)に続き、平成32(2020)年の全国中学校体育大会、平成33(2021)年の第76回国民体育大会(以下、「三重とこわか国体」という。)及び第21回全国障害者スポーツ大会(以下、「三重とこわか大会」という。)と、大規模なスポーツ大会が本県で連続して開催されます。さらに、全国に目を向けると、平成31(2019)年に「ラグビーワールドカップ」平成32(2020)年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えています。

これを絶好の機会と捉えて、平成29(2017)年からの5年間を「みえのスポーツイヤー」として、より一層スポーツの推進に向けた取組を進めることとしています。

このため、平成33(2021)年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会を見据え、現行計画における取組の検証や、スポーツを取り巻く状況の変化をふまえて、平成31(2019)年度以降の本県のスポーツの推進に関する取組を「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」(以下、「本計画」という。)として策定するものです。

2 現行計画にかかる取組の検証

現行計画に基づき、子どもの体力や競技力の向上、スポーツを通じた地域の活性化、施設の整備等に取り組まれました。本県が継続して実施している調査(e-モニター)によると、スポーツで夢や感動が育まれていると感じる県民の割合は80%台を維持しています。

【施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実】

体育担当教員への研修による体育授業の充実や各学校における体力向上の目標設定、体育・保健体育の授業以外で体力・運動能力の向上に係る取組である「1学校1運動プロジェクト」の推進、運動部活動顧問への研修による指導力の向上等の取組により、全国調査における体力合計点の全国との比較(小学5年生男女及び中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数)が、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度にかけて44.5から51.3まで上昇する等、確実に取組の成果がみられ、全国平均を上回ることができました。

学校における取組は着実に進んでいますが、今後、目標を達成するためには、学校だけでなく地域や保護者に対して運動の重要性を啓発・情報発信する必要があります。

【施策2 地域におけるスポーツ活動の推進】

スポーツ推進月間の設定や各種スポーツイベントの開催、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関する取組等を実施し、県民がスポーツに親しむ環境の整備に努めました。目標であるスポーツ実施率は過去数年50%台となっています。

特に男女とも、30～40歳代の実施率が低い（30歳代：31.7% 40歳代：39.4%）ことから、仕事や育児・家事等が忙しい“ビジネスパーソン世代”の実施率の底上げを図る必要があります。

【施策3 競技力の向上】

競技力の向上に向けて、各世代別の選手や運動部・チームの育成・強化にかかる各種支援等を行いました。

平成30（2018）年の福井国体では、男女総合成績は20位となり、取組の成果は着実に現れてきていますが、目標としていた10位台にはあと一步届きませんでした。

また、ジュニア・少年世代では、優れた指導者の育成や指導体制の整備、成年では、よりレベルの高い選手の県内定着及び競技環境等の整備が課題となっています。

三重とこわか国体に向けて、重点的かつ戦略的に競技力向上の取組を進める必要があります。

【施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進】

障がい者スポーツ指導員や審判員等、障がい者スポーツを支える関係者の計画的な養成、また、障がい者スポーツ競技団体への支援等の取組を行い、障がい者スポーツの理解・促進につなげることができました。

三重とこわか大会の開催に向けて、これまでの取組を継続して行い、障がい者スポーツの普及・啓発と参加意欲の向上、障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実を図る必要があります。

【施策5 スポーツを通じた地域の活性化】

スポーツ大会等のイベントにより地域活性化に取り組む市町に対して、アドバイザーの派遣や、総合型スポーツクラブ等におけるトップチームの活用促進等、スポーツを通じた地域活性化の取組が継続・拡充するよう支援しました。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に取り組み、誘致実現やホストタウンへの展開等、徐々に進みつつあります。

今後、三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催後も見据えて、スポーツを通じた地域活性化の取組を支援・促進していく必要があります。

【施策6 施設の整備等】

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県営スポーツ施設について必要となる大規模改修や、「三重県スポーツ施設整備計画」に基づいて創設した補助金制度を活用し、市町の拠点施設等の整備を進めました。

今後も引き続き、より多くの県民の皆さんがスポーツ施設を利用できるよう、必要な施設の整備や、利用者の満足度向上と効果的・効率的な運営、施設機能の維持、向上につながる取組を継続して進める必要があります。

【施策7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進】

全国高等学校総合体育大会(インターハイ)や三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめとした、大規模なスポーツ大会の開催準備を着実に進めることができました。

全国高等学校総合体育大会では、本県で総合開会式と14競技15種目が実施され、本県選手の活躍もあり、スポーツへの関心、機運が大いに高まりました。また、三重とこわか国体では、県民誰もが参加できるデモンストレーションスポーツ等も含め、県内全29市町で1つ以上の競技を行うこととなりました。

今後も引き続き準備を進め、大規模大会開催のレガシー(遺産)を次世代に引き継ぐことで、開催を一過性のものとせず、県民のスポーツへの関心を継続させる必要があります。

3 スポーツを取り巻く環境の変化

現行計画策定後における、スポーツを取り巻く環境の変化は次のとおりです。

(1) 国の動向

【スポーツ庁の創設と「第2期スポーツ基本計画」の策定等】

国においては、平成23(2011)年に施行された「スポーツ基本法」のもと、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツ立国の実現をめざすとしています。

また、平成27(2015)年には、スポーツ庁の創設により、スポーツ行政を総合的・一体的に推進する体制が整えられました。

さらに、平成29(2017)年に策定された「第2期スポーツ基本計画」では、スポーツの推進に留まらず、「スポーツの価値」の向上に重点を置いた取組が進められています。

この計画では、すべての人がスポーツに関わり「スポーツの価値」を向上させ、「一億総スポーツ社会」の実現をめざし、また異分野との連携・協働を積極的に進めることで「スポーツの価値」を具現化し、医療費の抑制や地方創生、共生社会の実現、地域活性化といった、「社会の課題解決に貢献」することが、新しい視点として取り入れられています。

【運動部活動のガイドライン策定】

平成30(2018)年、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するため、運動部活動の休養日設定や1日当たりの活動時間の目安、地域のスポーツクラブとの連携等が示されており、地域や学校、競技種目等に応じて、運動部活動が多様な形で適切に実施されることをめざしています。

【東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けたスポーツへの関心、

機運の高まり】

平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、実施種目や競技会場、大会エンブレム、マスコットの選定等、準備が進められています。昭和 39 (1964) 年に開催された前回の東京オリンピック・パラリンピック競技大会以後、56 年ぶりに開催される国内での夏季オリンピックに向けた、スポーツへの関心、機運はこれまで以上に高まっています。本県でも、四日市市・鈴鹿市・津市において、各国代表選手による事前キャンプ地の誘致が決定しています。

さらに、平成 31 (2019) 年に「ラグビーワールドカップ」、平成 33 年 (2021) 年には「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」と世界規模の大規模スポーツ大会が連続して日本で開催され、スポーツへの注目がより集まることが予想されます。

また、平成 28 (2016) 年のリオデジャネイロパラリンピック、平成 30 (2018) の平昌パラリンピック等、国際大会での日本人選手の活躍により、障がい者スポーツに対する注目も集まっています。

(2) 県内の情勢

【大規模大会の開催によるスポーツ推進の好機】

本県では、平成 30 (2018) 年に全国高等学校総合体育大会 (インターハイ) が開催されました。さらに、平成 32 (2020) 年に全国中学校体育大会、平成 33 (2021) 年には三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を控えています。平成 29 (2017) 年からの5年間をスポーツ推進の好機である「みえのスポーツイヤー」と位置づけ、県民の皆さんの一体感を醸成し、地域の活性化につなげていくため、さまざまな取組を進めており、県民の皆さんの関心や機運が高まりつつあります。

大規模大会の開催に向けて、引き続き市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で着実に準備を進めることで、「みえのスポーツイヤー」を成功につなげることが求められています。

【地域のスポーツ資源を活用した取組】

近年、地域のスポーツ資源を活用した新たな取組が県内各地で展開されつつあります。その場所でしか体験できないスポーツ資源を生かし、サイクリング、マリンスポーツ、トライアスロン等をテーマとして、環境の整備や大規模大会の開催等、地域活性化につながる取組が行われています。

また、地域のスポーツ資源として、クラブチームの活動も挙げられます。サッカーでは、平成 29 (2017) 年に「ヴィアティン三重」が、平成 30 (2018) 年には「鈴鹿アンリミテッド」が、それぞれ日本フットボールリーグに昇格し、Jリーグへの参画をめざして活動しています。また、女子サッカー「伊賀フットボールクラブくノ一」は、なでしこリーグ1部に昇格するとともに、三重県代表として出場した福井しあわせ元気国体 2018 で優勝を飾りました。さらに、平成 29 (2017) 年には、女子7人制ラグビーチーム「パールズ」が全国大会を制する等、今後の活躍が期待されます。

4 計画の基本方針

現行計画で残された課題と環境の変化をふまえつつ、本計画を策定することとしました。

(1) 計画のめざす姿

本計画は、条例のめざす姿である、スポーツの持つ価値を県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体で共有しながら、「県民力を結集した元気なみえ」を実現するため、県が行う具体的な取組を整理したものです。

(2) 計画の期間

現行計画の期間が、三重とこわか国体・三重とこわか大会後の平成 34 (2022) 年までの 8 年間を見据えて、平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度までの 4 年間とされていることから、本計画の期間は平成 31 (2019) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 4 年間とします。

(3) 計画の施策体系

本計画の推進施策は、条例の第 2 章「スポーツの推進に関する基本となる施策」で定める「子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実」、「地域におけるスポーツ活動の推進」、「競技力の向上」、「障がい者によるスポーツ活動の推進」、「スポーツを通じた地域の活性化」の 5 つの基本政策に対応して位置づけを行いました。

さらに、本県のスポーツ推進の好機である平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催に向けた取組を、「施設の整備等」「大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進」として位置づけ、7 つの推進施策を柱として整理しました。めざす姿の実現に向けて、それぞれの推進施策が密接に関係しながら取組を進めていきます。

5 計画の特徴

本計画に基づきスポーツ推進の取組を進める中で、特に重点的に取り組むポイントは、次の 3 つです。

【1 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功】

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、県民の皆さんが両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で開催準備と大会運営に万全を期していきます。さらに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、国体後も競技力が引き続き維持されるよう、人材の定着や競技環境等の整備に努めます。

【2 障がい者スポーツの裾野の拡大】

県では、ボッチャ国際大会の開催(平成 30 (2018) 年 3 月)や英国パラスイミングチームの合宿(平成 30 (2018) 年 9 月)、日本パラ水泳選手権大会(平成 30 (2018) 年 12 月)の誘致を行うなど、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めており、これらの取組に引き続き、三重とこわか大会を開催することで、県民の皆さんの障がい者スポーツへの関心をより一層高めるとともに、

障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図ります。

そして、共生社会の実現に向けて、障がいのある人がスポーツを通じて、自己の能力を最大限発揮し、自己実現をめざすことができるよう取り組みます。

【3 大規模大会のレガシー（遺産）を継承】

全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組（事前キャンプ地誘致、聖火リレー等）に「オール三重」で取り組むことで得られる有形・無形のレガシーを広く継承し、スポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていきます。

第2章 推進施策の取組

○推進施策の記載内容について

推進施策では、下記の内容を記載しています。

<推進施策の基本的な取組方向>

推進施策の取組概要を記載しています。

<現状と課題>

計画策定にあたっての現状と課題について記載しています。

<取組内容>

取組の方向性を記載しています。

<平成34（2022）年度の到達目標>

目標項目、数値目標、目標項目の説明、目標値の選定理由を記載しています。

＜推進施策 1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実＞

＜推進施策の基本的な取組方向＞

子ども（※1）の時期に培われる柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力、さらにこの時期に身に付けた運動習慣は、生涯にわたって健康の保持や増進に重要な役割を果たすとともに、意欲や気力の充実に大きく関わる活動の源となりますが、一部の子どもは運動時間が少なく、中学校では、積極的に運動する子どもとの間で二極化する傾向がみられます。

本推進施策では、子どもが運動・スポーツを好きになり、自ら日常的に体を動かす習慣を身に付けるための取組を推進することで、体力の向上とスポーツ活動の充実をめざしていきます。

＜現状と課題＞

外遊びをする場所が減っていること等、子どもを取り巻く生活環境が大きく変化する中で、子どもが遊びや地域の活動等を通じて、運動・スポーツをする機会が大幅に減少しています。

スポーツ庁の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、本県の子どもの体力合計点（※2）は全国平均値と比較して低い状況にあったことから、学校における体力向上の目標設定、1学校1運動、新体力テストの継続実施などの取組を進めました。

その結果、本県の子どもの体力合計点は上昇し、小学5年生男女及び中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数は、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度にかけて44.5から51.3まで上昇し、全国平均を上回ることができました。

しかしながら、小学校、中学校ともに、1週間の総運動時間が60分に満たない子どもが一定数おり、さらに中学校では、運動習慣のある子どもと、そうでない子どもの二極化傾向が見られます。

このような状況に対応するため、学校での取組に加え、家庭や地域と連携し、子どもが運動・スポーツをする機会を拡充する取組が求められています。

学校では、子どもが運動・スポーツの楽しさや喜びを知り、体を動かすことが好きになるような体育の授業をめざして、授業の工夫や改善を進めるとともに、子どもが日常的に運動・スポーツをする機会を増やす取組や、家庭や保護者を対象に、運動習慣の重要性を普及・啓発する取組が必要です。

さらに、子どもが自らの体力や運動能力に関心を持ち、意欲的に運動・スポーツに取り組めるよう、新体力テスト（スポーツ庁が実施する体力・運動能力テスト）の結果を子どもたち一人ひとりの「体力の成長記録」として有効に活用し、家庭や保護者とも情報を共有することが重要です。

学校教育の一環として行われる運動部活動は、生徒が、スポーツ活動を通して楽しさ

や喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できる貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により、他者を尊重する気持ちや実践的な思考力・判断力、また、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たすものです。

平成30(2018)年3月、本県はスポーツ医・科学の視点から適度な活動や睡眠時間の確保等を通して生徒の健やかな成長につなげるとともに、指導にあたる教員の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針である「三重県部活動ガイドライン」を策定しました。

運動部活動の適正化を図りつつ、子どもが意欲的に活動できるよう、指導者の確保と指導力の向上を図り、専門的な指導を求める生徒のニーズに応え、運動部活動を活性化させる必要があります。

<取組内容>

(1) 家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充

地域では、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、レクリエーション活動団体等、子どもがスポーツに親しむ機会が多くあります。市町等と連携して、これらの機会を生かして、家庭で運動・スポーツに親しむこと等、地域での子どもの運動機会の拡充をめざします。また、家庭・保護者等を対象にした普及・啓発を行い、子どもの運動習慣の定着を図ります。

- ① 三重県スポーツ推進条例に基づき毎年9月、10月に設定するスポーツ推進月間では、幼児期の子どもを含め、家庭で運動・スポーツに親しむためのイベントの開催や、(一社)三重県レクリエーション協会等と連携して、子どもが気軽に参加でき、家庭で楽しめるレクリエーションの普及に努めていきます。

また、より多くの県民の皆さんが運動・スポーツに親しむことができるよう、ホームページや広報紙等を活用し、わかりやすい情報の提供を進めていきます。

- ② 家庭・保護者等を対象に、子どもの健康・体力の向上や、運動習慣の重要性、その取組方法に関するイベントや講演会を開催し、普及・啓発を行うことで、子どもの運動習慣の定着を図ります。

(2) 体育授業の充実

子どもの運動習慣の定着には、遊びを通じた幼児期の運動が重要であるため、保育所・幼稚園・認定こども園等において、子どもが遊び等を通じて運動習慣を身に付けることができるよう取組を進めます。

さらに、子どもが、体育の授業を通じて運動・スポーツの楽しさや喜びを知り、体を動かすことが好きになるよう、教員の指導力向上を図るとともに、学校における新体力テストの取組を促進します。また、各校において、家庭・保護者等とも「体力の成長記録」を共有し、子どもの運動習慣の定着を図ります。

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園等において、外遊びや運動遊び等により、子どもが楽しみながら運動習慣を身に付けることができる取組を進めます。また、運動・スポーツを楽しく、安全に指導することができるよう、保育士、保育教諭や幼稚園教諭等を対象とした研修会を実施するとともに、外部指導者の活用に努めます。
- ② 子どもが運動・スポーツの楽しさや喜びを十分に味わえる魅力的な体育の授業が行われるよう、体育担当教員を対象とした研修会を充実し、教員の指導力向上を図ります。
- ③ 子どもの体力向上に向けた学校の取組を推進するため、各学校における体力向上の目標設定や計画づくり等を促進します。
- ④ 子どもたち一人ひとりの「体力の成長記録」を作成し、その活用を進めるため、各学校における新体力テストの継続的な実施を促進します。

また、「体力の成長記録」を、家庭・保護者等と共有し、教員を通じて家庭・保護者等に対する運動の重要性やその取組方法に関する普及・啓発を行うことで、子どもの運動習慣の定着を図ります。

(3) 運動部活動の適正化と充実

中学校・高等学校における運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切で効果的な活動となるよう、三重県では平成30(2018)年「三重県部活動ガイドライン」を策定しました。また、指導者を対象とした研修会等を通じて指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ人材を部活動指導員や外部指導者として学校に配置・派遣します。さらに、全国中学校体育大会の支援や開催を通じて、運動部活動の充実と活性化を図ります。

- ① 運動部活動にスポーツ医・科学の視点を取り入れ、競技の特性や、発達段階に応じた適切で効果的な活動となるよう、活動内容の適正化を図ります。また、学校規模に応じた部活動数や合同チームの編成について検討を促すとともに、現在行われている大会の実態把握を行い、生徒や教員の負担軽減に向け、関係者において検討を進めます。
- ② 運動部活動が適切かつ効果的に運営され、生徒が意欲的に活動できるよう、指導者を対象とした研修会を開催し、指導力の向上を図ります。
- ③ 運動部活動の指導を充実させるため、専門性を有する地域の指導者を外部指導者として学校に派遣するとともに、市町教育委員会と連携し、顧問として指導ができる部活動指導員の配置に取り組みます。
- ④ 全国中学校体育大会の開催により、運動部活動の活性化を図るとともに、全国大会等に出場する生徒の活動を支援します。
- ⑤ 平成32(2020)年の全国中学校体育大会の開催を、本県におけるスポーツの推進につなげるため、関係機関・競技団体等との連携を進め、心に残る感動あふれる大会の開催をめざします。

※1 子ども

「三重県子ども条例」(平成23(2011)年4月1日施行)第2条に規定する「18歳未満の者」をいいます。

※2 体力合計点の全国との比較

小学校5年生男女および中学校2年生男女の都道府県別平均値との比較指数

<平成34(2022)年度の到達目標>

目標項目	現状値 平成29(2017)年度	目標値 平成34(2022)年度	目標項目の説明
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果	48.81	51.5	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国との比較(小学校5年生男女および中学校2年生男女の都道府県別平均値との比較指数)

<目標項目の選定理由>

本県の子どもの体力状況を全国と客観的に比較し、子どもの体力向上を図る観点から、当該目標項目を選定しました。

<目標値の考え方>

「三重県教育ビジョン」に定める平成31(2019)年の目標値を達成し、その後も目標値を維持するものとして設定しました。

＜推進施策2 地域におけるスポーツ活動の推進＞

＜推進施策の基本的な取組方向＞

運動・スポーツは、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もが親しむことができるものです。また、国の「第2期スポーツ基本計画」では、すべての人々が運動・スポーツを「する」「みる」「支える」ことで、「スポーツの価値」を向上させ、一億総スポーツ社会をめざすとしています。

本推進施策では、県民の皆さんが運動・スポーツに触れて、親しむための機会の創出や、地域でのスポーツ推進の核となる総合型地域スポーツクラブ（※1）での取組と連携しながら、運動・スポーツに親しむ人々の拡大を図ります。また、ライフステージに応じた運動・スポーツによる健康づくりを進め、誰もが健康に暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

＜現状と課題＞

本県の「e-モニター」の調査結果では、「成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率」は、45.2%（平成30（2018）年度）となっています。調査結果の傾向として、年代では30～40歳代のビジネスパーソン世代（※2）の運動・スポーツ実施率が低迷し、また、性別では男性と比較して女性の実施率が低くなっています。国の「第2期スポーツ基本計画」では、「成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率」の目標値は65%程度とされており、実施率の底上げには、特に実施率が低い世代や、女性に特化した対策を取ることが必要です。

スポーツを通じた市町相互の交流、連携の促進や、県内スポーツのさらなる推進をめざして開催してきました「美し国三重市町対抗駅伝」では、沿道での応援、ゴール地点での来場者数はここ数年15万人を超えており、家庭や地域に一体感をもたらすスポーツイベントとなっています。スポーツイベントを通じて、家庭や地域での一体感の醸成が期待できることから、このようなイベントを継続して開催することが重要です。

総合型地域スポーツクラブについては、県内で64のクラブが設立されており、約27,000人の会員が活動をしています。会員構成をみると、女性の割合が半数以上を占めており、60歳以上の方の割合が3割程度となっています。このことから、総合型地域スポーツクラブが、女性や高齢者が運動・スポーツに親しむための場として有効に機能していると考えられます。そのため、総合型地域スポーツクラブの育成と、安定した運営に向けた支援を通じて、誰もが運動・スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

これらをふまえ、県民の皆さんが運動・スポーツを「する」「みる」「支える」ことに積極的に取り組めるよう、特に運動・スポーツ実施率が低い30～40歳代のビジネスパーソンや女性を中心として、実施率低下の原因を的確に分析するとともに、効果的な啓発等の対策を講じることが急務となっています。

また、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、すべての県民の皆さんが気軽に運動・スポーツに取り組める環境の整備が必要です。

＜取組内容＞

（１）県民の皆さんが運動・スポーツに親しむ機会の拡充

より多くの県民の皆さんが運動・スポーツに親しむための機会として、「みえスポーツフェスティバル」や「スポーツ推進月間」における取組を進め、あらゆる世代が運動・スポーツに親しむことや、子どもを交えて家庭で運動・スポーツに親しむための取組を進めるとともに、効果的な情報発信を進めていきます。また、家庭や地域に一体感をもたらすイベント等を開催します。

- ① 三重県スポーツ推進条例に基づき、毎年９月、１０月をスポーツ推進月間として設定します。推進月間では、より多くの県民の皆さんが運動・スポーツに親しむことができるよう、キックオフイベントや、(一社)三重県レクリエーション協会等と連携した「みえスポーツフェスティバル」等のイベントの開催、散歩や階段の積極的な利用等、日常的に気軽に体を動かすことを通じた運動・スポーツの普及・啓発をするとともに、ホームページの活用等、効果的な情報発信を進めます。
- ② 「美し国三重市町対抗駅伝」等の、県民の皆さんの一体感を醸成するスポーツイベントを開催します。なお、イベントの開催にあたっては、飲食ができる物産展を行う等、家族も楽しむことができる要素を取り入れるよう努めます。

（２）総合型地域スポーツクラブの育成

みえ広域スポーツセンター(※2)と関係団体、市町等が連携・協働し、総合型地域スポーツクラブの安定した運営に向けた支援をしていくことで、各クラブの課題解決を図り、子どもから高齢者まで世代や性別に応じて運動・スポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

- ① クラブアドバイザーが、市町や総合型地域スポーツクラブを訪問し、現状や課題を把握するとともに、効果的・継続的な支援を行い、誰もが地域のスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを進めていきます。
また、関係団体等と総合型地域スポーツクラブの支援体制について協議し、連携・協働による支援体制づくりを進めます。
- ② 総合型地域スポーツクラブ相互の交流・連携に加え、関係団体との交流・連携を促すことにより、総合型地域スポーツクラブの自立的な運営や活性化を支援します。

（３）高齢者のスポーツ参加の促進

少子高齢化の進行により、高齢者が増加していることから、より多くの高齢者が運動・スポーツに親しむことができるよう、運動・スポーツに参加する機会の提供に努めます。

- ① より多くの高齢者の運動・スポーツへの参加を促すため、(一社)三重県レクリエーション協会や総合型地域スポーツクラブと連携し、高齢者が親しみやすいレクリエーションや運動・スポーツへの参加を促進するとともに、ホームページや広報紙等を用いた、効果的な情報発信を行います。
- ② 運動・スポーツは高齢者の健康増進に資する等、さまざまな価値があることから、県の各部局で運動・スポーツに関わる取組が進められています。高齢者の心身の健康増進や生きがいづくり等、各部局で進められている取組と連携しながら、高齢者が運動・スポーツに親しむことができるよう取組を進めます。

(4) 女性のスポーツ参加の促進

女性は、中学校や高等学校での運動部活動への参加率が低く、また、結婚や出産、子育て等により、運動・スポーツに親しむ機会が少なくなる傾向があります。

運動・スポーツは健康増進に資すること、また子育て期の女性が子どもとともに運動・スポーツに親しむことで、子どもが幼児期に運動・スポーツに親しむことが期待できること等から、より多くの女性が運動・スポーツに親しむことができるよう、参加機会の提供に努めていきます。

- ① 家事や子育てをしながら、スポーツに親しむことができるよう、子どもと一緒に運動できるイベント等を実施します。また、みえスポーツフェスティバルでは、種目団体と連携しながら、母親と子どもが一緒に参加しやすいイベントとなるよう取り組んでいきます。
- ② 総合型地域スポーツクラブには、多くの女性会員が参加しています。総合型地域スポーツクラブの運営に女性が参画することで、より女性が参加しやすい、親しみやすい取組が期待できるとともに、子育て期の女性等、新たな会員の増加が期待できることから、先進事例の調査研究等を行います。

(5) ビジネスパーソン世代のスポーツ参加の促進

これまで仕事や育児・家事等が忙しく、運動・スポーツに取り組む機会の少なかった30～40歳代のビジネスパーソン世代が、気軽に運動・スポーツに親しむことができるよう、意識の向上を促進するとともに、環境の整備を行います。

- ① ビジネスパーソン世代が、それぞれのライフスタイルにあわせて運動・スポーツに取り組むことができるよう、仕事や育児・家事等の合間にできるウォーキングや体操等の普及・啓発や、運動・スポーツに対する意識の向上を図ります。
- ② 働き方改革やワーク・ライフ・バランス、健康経営に取り組む民間事業者を対象としたセミナーの開催や、優良事例等の情報発信を行うことで、ビジネスパーソン世代が運動・スポーツに取り組むことができる環境の整備を支援します。

(6) スポーツを通じた健康づくり

本県の健康づくりの基本施策である「三重県健康づくり推進条例」や、それに基づく「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、県民がライフステージに応じて、運動・スポーツを通じた健康づくりを進め、さらには健康寿命を伸ばすことにつながるよう、市町や関係団体等と連携しながら、情報発信やイベントの開催等の取組を進めます。

- ① 広報紙やホームページ等の活用による情報発信や、イベントの開催により、スポーツや運動習慣の重要性を周知し、誰でも日常的に取り組むことができ、健康づくりにつながる効果的なスポーツプログラムの普及・啓発に努めることで、ライフステージに応じたスポーツや運動習慣の定着・拡大を図ります。
- ② 日々の運動やスポーツイベント、地域活動への参加、各種健康診査の受診等、県民の皆さんが行う健康づくりの活動に対して市町等がポイントを付与し、ポイントによって特典が得られる「健康マイレージ事業」を市町や事業所等の関係団体と連携して実施し、地域全体で健康づくりに取り組みます。

※1 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

※2 ビジネスパーソン世代

特にスポーツ実施率が低い30～40歳代。普段は仕事や家事、育児等で忙しく、運動やスポーツに対してまとまった時間が取りにくい世代。

※3 みえ広域スポーツセンター

総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するため、「三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課」内に置いた県の機能。

<平成 34(2022)年度の到達目標>

目標項目	現状値 平成 29(2017)年度	目標値 平成 34(2022)年度	目標項目の説明
成人の週 1 回以上の 運動・スポーツの実施 率	43.2%	65.0%	みえ県民意識調査にお いて、1 週間に 1 回以上、 運動・スポーツ (ウォーキング、ラン ニング、水泳、テニス、 バレーボール等) を実 施している県民(成人) の割合

<目標項目の選定理由>

地域スポーツ推進の取組を通じて、県民がスポーツに親しみ、スポーツを「する」人の拡大をめざす観点から、当該目標項目を選定しました。

<目標値の考え方>

「三重県スポーツ推進計画」に掲げる目標値が未達成であるため、引き続き同様の目標値を設定しました。

<推進施策3 競技力の向上>

<推進施策の基本的な取組方向>

競技スポーツの推進に取り組むことは、本県選手等が、オリンピック競技大会等の国際大会や全国規模の大会で活躍することにつながり、県民の皆さんに夢と感動を届けるとともに、一体感を醸成し、郷土への思いをともにすることができます。

本推進施策では、ジュニア(※1)から、少年(※2)、成年(※3)までの本県選手等の育成、強化や指導者の養成、確保、スポーツ環境の整備、競技スポーツを支える仕組みづくりに取り組み、本県の競技力の向上を図り、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得をめざすとともに、国体後も競技力を維持できるようにしていきます。

<現状と課題>

本県では、平成25(2013)年5月に知事を本部長とする「三重県競技力向上対策本部」を設置し、国内外の大会で活躍できる本県選手等の育成に取り組み、競技力の向上を図っています。あわせて、「三重県競技力向上対策基本方針」を策定し、平成33(2021)年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて競技力の向上が図られるよう、また、大規模大会終了後も安定的な競技力が維持されるよう、取り組んでいます。

これまでの取組の結果、本県選手等が、オリンピック競技大会等の世界の舞台で活躍し、国内においても、全国大会における入賞数は増加しつつありますが、競技力の向上には伸び悩みもみられます。三重とこわか国体に向けて、重点的かつ戦略的に競技力向上の取組を進める必要があります。

子どもたちは、オリンピック競技大会等の国際大会や全国大会等で活躍する可能性を秘めています。国内の大会はもとより、世界の舞台で活躍する将来の本県選手等を育成するため、早期に子どもの才能を見出し、育成、強化に取り組む必要があります。

本県の競技力を向上させ、大規模大会終了後も競技力の維持を図るためには、本県選手等の強化活動を充実することとあわせて、このようなトップアスリートが本県に定着できるような取組が必要です。このことにより、アスリートとしての経験や知識をもとに、後進の育成や地域での指導に力を発揮する等、スポーツの裾野を広げ、その能力が地域社会に還元されることが期待されます。

本県に関わりのある多くの女性アスリートが、国内外の舞台で大きな活躍をしています。女性アスリートには、結婚や出産、子育て等を経て、競技を継続することが困難になることがある等、特有の課題がありますが、女性が継続して競技を行うことができるよう、サポート体制を整えていく必要があります。また、女性指導者やそれを支える女性スタッフの養成等に取り組む必要があります。

アスリートの育成、強化の取組とあわせて、競技力の向上のためには、指導者の指導力向上を図るとともに、優秀な指導者やスタッフを養成、確保する必要があります。

競技団体が行う競技力向上の取組の環境を整えるため、各競技に必要な競技用具等の整備を計画的に進めていく必要があります。

本県選手等が活躍するためには、競技団体等関係者の取組だけでなく、県民や企業等の皆さんの関心と理解を深め、スポーツを「みる」、「支える」取組が重要です。

また、競技力の向上とあわせ、スポーツ・インテグリティ(※4)の保護・強化のため、競技スポーツにおける選手や指導者、競技団体等のコンプライアンスの遵守やガバナンスの強化に向けた取組が求められます。

<取組内容>

(1) ジュニア選手及び少年選手の育成・強化

未来のトップアスリートの育成を図るため、ジュニア・少年選手の強化指定及び支援を行うとともに、運動部、ジュニアクラブの強化活動を支援し、ジュニア選手から少年選手まで一貫した育成・強化を図ります。

- ① 将来有望なジュニア選手を強化指定するとともに、各競技団体が実施する強化活動への支援を行います。
- ② 県民の皆さんからの寄附金を財源として、将来、オリンピック競技大会等の国際大会で活躍が期待できるジュニア・少年選手を強化指定し、強化活動への支援を行います。
- ③ 全国大会等で活躍が期待できる運動部、ジュニアクラブを強化指定し、強化活動への支援を行います。

(2) 成年選手の育成・強化

オリンピック競技大会等の国際大会や国民体育大会をはじめとする全国大会等で活躍できる成年選手を育成・強化するため、本県出身の選手等の支援を進めるとともに、成年選手の県内定着に向けた取組と強化活動への支援を進めます。

また、大会等で活躍した選手が競技生活を終えた後も指導者等として活躍できるよう支援を進めます。

- ① 全国大会等で活躍が期待できる成年選手を強化指定し、強化活動への支援を行います。
- ② トップアスリートが県内に定着できるよう、(公財)三重県体育協会及び競技団体と連携し、県内企業等の協力を得て選手の県内受入を拡大するとともに、県内に定着したアスリートが今後の国民体育大会等の大会で活躍できるよう、競技環境の整備を進めます。
- ③ 全国大会等で活躍が期待できる大学運動部、企業・クラブチームを強化指定し、強化活動への支援を行います。
- ④ 大会等で活躍した選手が競技生活を終えた後も指導者等として活躍し、その能力を地域社会に還元できるよう、スキルアップ支援等を進めます。

(3) 女性アスリートのサポート

女性アスリートが継続して競技を行うことができるよう、女性アスリートのサポート、女性指導者の養成等に取り組みます。

- ① 女性アスリート特有の疾患、スポーツによる障がい等に対する知識の習得と意識の向上を図るため、女性アスリートや指導者、保護者を対象とした研修会の開催や情報共有の場づくり等を行います。
- ② 女性アスリートが継続して競技に取り組むことができるよう、出産や子育て等の際して競技を続けるうえで必要となる周囲のサポート方法について検討するとともに、女性指導者やそれを支える女性スタッフの養成等に取り組みます。
- ③ 平成28(2016)年以降、新たに追加された国民体育大会女子種別の競技・種目にかかる本県選手等の発掘、育成の取組を進めるとともに、女性が活動するクラブチームを支援します。

(4) 指導者の養成・確保

指導者の資質向上を図るため、品格や資質を兼ね備えた指導者の養成をめざした講習等を充実させるとともに、専門スタッフを派遣・配置することで指導体制の構築に取り組みます。また、競技実績または指導実績を有する優秀な指導者を確保するとともに、スポーツ医・科学等のサポートスタッフを養成・確保し、各競技団体の指導体制の充実に取り組みます。また、これらの取組を通じて、三重とこわか国体後も競技力の維持を図ります。

- ① 本県を代表する競技チームの監督やコーチ等の指導者を対象に、コーチングやチームビルディング(※5)等、競技力向上に必要な理念や考え方を修得するためのコーチアカデミーを実施します。
- ② コーチアカデミーを受講した指導者を対象として、スポーツ医・科学、情報戦略分析等、競技力向上に必要な知識や技能を持つ専門スタッフを派遣・配置し、指導体制を構築します。
- ③ 国際大会や全国大会等で活躍している現役選手を、スポーツ指導員として年間を通じて配置し、ジュニア選手、少年選手の競技力向上と指導者の資質向上を図るとともに、スポーツ医・科学等のサポートスタッフを養成・確保し、競技団体の指導体制の充実に取り組みます。

(5) 競技力向上のための環境整備

競技団体の強化活動を充実させるため、また県内に定着したアスリートが国内外の大会で活躍できるよう、競技環境の整備を進めます。

- ① 県内に定着したアスリートが、国民体育大会をはじめとする国内外の大会で長きにわたって活躍できるよう、競技環境や練習環境の整備を進めます。

- ② 安定的な競技力向上を図るため、大会等において必要となる競技用具を計画的に整備します。

(6) 競技スポーツを支える仕組みづくり

三重とこわか国体での本県選手の活躍に向けて、県民の皆さんや企業等の理解と支援を拡げる取組を進めます。

- ① 県民の皆さんや企業等のさまざまな主体が、スポーツへの関心を高め、理解を深め、競技スポーツに対する支援を拡げていくため、募金等で支援を行った選手の活躍をホームページや広報紙等で広く周知します。

(7) スポーツ・インテグリティの保護・強化

本県におけるスポーツの誠実性・健全性・高潔性を高め、スポーツの価値の向上を図るため、選手や指導者、競技団体等のコンプライアンスの遵守やガバナンスの強化等に関する取組を進めます。

- ① 選手や指導者等を対象に、フェアプレー精神やアンチドーピングの徹底、ハラスメントや暴力行為の排除、コンプライアンスの遵守等に関する教育・啓発活動の充実を図ります。
- ② 競技団体等を対象に、透明性の高い組織運営が図られるよう助言を行う等、ガバナンスの強化を図ります。

※1 ジュニア選手

義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校前期課程・特別支援学校の小学部・中学部）に在学している選手（主に小学生、中学生をいう。）

※2 少年選手

義務教育諸学校卒業後3年以内の年齢にある選手（主に高校生をいう。）

※3 成年選手

義務教育諸学校卒業後3年を経過した年齢にある選手（主に高等学校を卒業した者をいう。）

※4 スポーツ・インテグリティ

スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性。ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念。

※5 チームビルディング

チームのメンバーがそれぞれの能力を主体的に発揮しながらも、一丸となって目的達成をめざす組織づくり。

＜平成 34 (2022) 年度の到達目標＞

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
国民体育大会の男女 総合成績	27 位	10 位以内	国民体育大会における 正式競技の参加点（ブ ロック大会を含む）と 冬季大会および本大会 の競技得点の合計によ る都道府県ごとの男女 総合順位

＜目標項目の選定理由＞

平成 33 (2021) 年に本県で開催する三重とこわか国体において、天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、大会終了後も安定した競技力を確保するため、計画的に競技水準を向上させる観点から、当該目標項目を選定しました。

＜目標値の考え方＞

三重とこわか国体を開催する平成 33 (2021) 年に天皇杯・皇后杯を獲得し、その翌年も引き続き競技力を維持するものとして設定しました。

※参考

「三重県競技力向上対策基本方針」における目標設定

期間	年度	国体目標
基盤・体制づくり期	平成 25 (2013) 年～平成 27 (2015) 年	20 位台
育成期	平成 28 (2016) 年～平成 30 (2018) 年	10 位台
躍進期	平成 31 (2019) 年～平成 32 (2020) 年	10 位以内
	平成 33 (2021) 年	天皇杯・皇后杯獲得
安定期	平成 34 (2022) 年	10 位以内

＜推進施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進＞

＜推進施策の基本的な取組方向＞

運動・スポーツを通じた障がいのある人の社会参加の拡大には、障がいの種類や程度、ライフステージに応じ、障がいのある人が身近な地域で日常的に運動・スポーツに親しむ環境づくりに取り組むことが必要です。さらに、共生社会の実現に向けて障がい者スポーツの裾野を拓げるためには、障がい者スポーツの認知度を高めるとともに、障がい者スポーツを「する」人材の育成だけでなく、「みる」機会の創出や、「支える」人材の養成・確保が求められます。

本推進施策では、平成33(2021)年に本県で開催する三重とこわか大会に向けて、障がい者スポーツ選手や団体等を育成する等、障がいのある人が運動・スポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図るとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組み、運動・スポーツを通じた障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

＜現状と課題＞

平成32(2020)年に開催される東京パラリンピック競技大会に向けて、障がい者スポーツへの期待や関心が高まることが予想されます。さらに本県においては、平成33(2021)年に三重とこわか大会が開催されます。障がい者スポーツの裾野を拓げる好機であり、障がい者スポーツを「する」人材の育成、「みる」機会の創出、「支える」人材の養成・確保が求められます。

三重とこわか大会の開催に向けては、市町や競技団体等と連携・協力し、基本方針の策定や、会場の選定に取り組む等、準備を進めています。また、全国障害者スポーツ大会の予選大会である「北信越・東海ブロック予選会」の開催誘致により、障がい者スポーツにおける選手への支援や大会運営等の経験の蓄積につながりました。今後も引き続き、障がい者スポーツ指導員・審判員等の大会を「支える」人材を計画的に養成する等、三重とこわか大会の開催に向けた準備を着実に進めることが重要です。

障がい者スポーツを競技として「する」人材について、選手の育成・強化に取り組んだ結果、国内外の大会で活躍する選手も現れています。また、三重とこわか大会の開催を契機に、障がい者スポーツの競技団体が新たに結成され、全国障害者スポーツ大会の予選大会へも出場しています。選手の発掘や、選手を支える指導者等の人材の養成、練習環境の向上を図り、障がい者スポーツ選手や競技団体の競技力の向上に取り組むことが必要です。

また、障がい者スポーツは、余暇や健康のための楽しみとして「する」ことも重要です。障がいの程度や種別に関係なく、運動・スポーツを楽しむ「三重県ふれあいスポレク祭」を開催するとともに、障がい者スポーツ指導員等の派遣を通じて、県内各地で定期的にスポーツ教室が開催されるようになり、障がい者スポーツに親しむ人が増加して

います。運動・スポーツへの参加機会の提供や障がいの特性を理解した指導員の養成等、障がいのある人が安心して運動・スポーツに参加できる環境づくりが必要です。

あわせて、障がいのある子どもたちが学校や地域で運動・スポーツを楽しむことができる環境をつくるのが、運動習慣の定着につながります。

また、東京パラリンピック競技大会や三重とこわか大会に向け、障がい者スポーツへの関心が高まる中、東京パラリンピック事前キャンプ地誘致に取り組む等、障がい者スポーツの魅力を発信することで、障がい者スポーツを「みる」機会の創出を図り、障がい者スポーツへの理解や普及につなげていくことが求められます。

<取組内容>

(1) 三重とこわか大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成

三重とこわか大会の開催に向けて、関係機関と連携しながら準備を進めます。また、障がい者スポーツ選手等のスポーツを「する」人材の育成を進めるとともに、「みる」機会の創出、「支える」人材の養成・確保に取り組めます。

- ① 市町や三重県障がい者スポーツ協会、三重県障がい者スポーツ指導者協議会等の関係機関と連携し、三重とこわか大会の開催に向けた準備を進めます。
- ② 全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会である「北信越・東海ブロック予選会」の県内開催を誘致し、競技団体・選手の育成や競技大会運営の経験の蓄積を図ります。
- ③ 広報紙やホームページ、ソーシャルメディアへの掲載やイベントの開催等により、三重とこわか大会の魅力を発信することで、三重とこわか大会の「みる」機会の創出に取り組めます。
- ④ 障がい者スポーツ指導員、審判員、障害区分判定員及び意思疎通支援者等、三重とこわか大会を「支える」人材を、計画的に養成・確保します。
- ⑤ パラリンピック競技大会等の国際大会や国内大会で活躍できる障がい者スポーツ選手を育成するため、個々の障がいの状況に応じた練習プログラムを競技指導者、理学療法士及び障がい者スポーツ医等と共同で作成し、選手強化を進めます。
- ⑥ 競技別の国内スポーツ大会への参加促進、他県や障がいのない人のチームとの交流試合や合同練習の実施により、障がい者スポーツ選手や競技団体を育成するとともに、初心者講習会の開催等により、新たな選手を発掘します。また、障がい者スポーツ用具等の整備を進め、選手の練習環境の向上を図ります。

(2) 障がい者スポーツの裾野の拡大

平成 32 (2020) 年に開催される東京パラリンピック競技大会や、本県で平成 33 (2021) 年に開催する三重とこわか大会は、より多くの障がいのある人が運動・スポーツに親しむことができる好機です。さらには、障がい者スポーツへの期待や関心が高まることが予想され、障がい者スポーツへの理解にもつながります。この好機を捉え、障がい者ス

スポーツの裾野を拓げるため、市町や競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体と連携を進め、障がい者スポーツを競技として「する」人材の育成や、余暇や健康のための楽しみとして「する」人の増加、「みる」機会の創出や「支える」人材の養成・確保に取り組みます。

- ① 国際大会や国内大会で活躍するアスリートの練習を間近に見て、感じ、障がい者スポーツへの参加意欲や関心を高めるため、東京パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に取り組みます。
- ② 「三重県障がい者スポーツ大会」や「三重県ふれあいスポレク祭」を開催し、障がいのある人の運動・スポーツへの参加意欲の向上と参加機会の充実を図ります。また、地域の障がい者スポーツ体験会や初心者教室等への障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援することで、障がいのある人が安心して運動・スポーツに参加できる環境づくりを進めます。
- ③ 特別支援学校の子どもたちが、在学中から運動・スポーツに親しみ、楽しみながら生涯にわたって運動・スポーツに取り組むことができるよう、障がい者スポーツ指導員による実技指導やボッチャ等の交流試合ができる場を設ける等して、運動・スポーツを楽しむきっかけづくりを進めます。
- ④ 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習に参加することで、ともに身体を動かす喜びや楽しさを共有し、お互いを理解し合う機会とします。
- ⑤ 広報紙やホームページ、ソーシャルメディアへの掲載や、障がいのある人と障がいのない人が一緒に障がい者スポーツを体験できるイベントの開催等により障がい者スポーツの魅力を発信し、障がい者スポーツの「みる」機会の創出に取り組むことで、障がい者スポーツへの理解を促進し、障がい者スポーツの普及につなげます。
- ⑥ 障がい者スポーツ指導員等について、障がい者スポーツを「支える」人材として計画的に養成するとともに、養成した人材のスキルアップを図ります。
- ⑦ 障がいのある人がスポーツに参加、観戦できる機会を拡充するため、県営スポーツ施設におけるバリアフリー環境の整備や、利便性の向上に取り組みます。

＜平成 34 (2022) 年度の到達目標＞

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
障がい者スポーツに関心がある県民の割合	— (参考) 東京都 平成 29 (2017) 年度 57.1%	60.0%	「e-モニター調査」で「関心がある」、「やや関心がある」割合の合計

＜目標項目の選定理由＞

障がい者スポーツの裾野を拓げるためには、実際に障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」県民の皆さんの関心を高めることが重要であることから、当該目標項目を選定しました。

＜目標値の考え方＞

平成 29 (2017) 年度、東京都が都民を対象に実施した同様の調査結果 57.1%を参考に、東京パラリンピック競技大会、三重とわか大会の開催により、本県においても障がい者スポーツへの関心が高まることを見込まれることから、平成 34 (2022) 年度の目標値は東京都を上回る 60.0%と設定しました。

<推進施策5 スポーツを通じた地域の活性化>

<推進施策の基本的な取組方向>

我が国では、平成31(2019)年の「ラグビーワールドカップ」、平成32(2020)年の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」、さらに平成33(2021)年には「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」といった世界規模の大規模スポーツ大会が連続して開催されます。本県でも、平成30(2018)年に全国高等学校総合体育大会(インターハイ)を開催し、さらに平成32(2020)年に全国中学校体育大会、平成33(2021)年には三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会を開催することから、平成29(2017)年からの5年間を「みえのスポーツイヤー」とし、スポーツ推進の好機として位置付けています。

また近年、恵まれた自然環境や充実した施設・設備、地域に根ざして活動するクラブチーム等、地域のスポーツ資源を生かした「スポーツツーリズム(※)」の取組が県内各地で展開されつつあります。

大規模大会の開催や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地誘致、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大により、地域の活性化につながることを期待されます。

また、スポーツを通じた地域の活性化には、「する」人だけでなく、「みる」人や「支える」人の存在が不可欠です。本県における大規模大会の開催は、スポーツを「みる」機会の創出と「支える」人材を養成する機会となります。

本推進施策では、スポーツを通じた地域の活性化の取組を、市町等と連携しながら進めます。

<現状と課題>

本県では、平成29(2017)年からの5年間を「みえのスポーツイヤー」とし、スポーツ推進の好機として位置付けています。平成30(2018)年に開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)では、本県選手の活躍もあり、スポーツへの関心・機運が大いに高まりました。この流れを、平成32(2020)年に開催する全国中学校体育大会、平成33(2021)年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげていくことが必要です。

このような大規模大会の開催は、県民の皆さんの夢や感動を育み、一体感を醸成するだけでなく、交流人口の拡大を生み、地域の活性化につなげることができます。さらに、地域の持つ自然環境や充実した施設・設備、地域に根ざして活動するクラブチーム等、地域のスポーツ資源を生かした「スポーツツーリズム」の取組が県内各地で展開されつつありますが、この取組も地域経済の活性化に貢献します。このため、市町と連携しながら、「スポーツツーリズム」等のスポーツを通じた地域の活性化の取組を進めていくことが重要です。

また、国内トップリーグ等で活躍するクラブチームによるスポーツ教室の開催等の取組を進めてきたところ、夢や感動が生まれ、スポーツの裾野が拡がりつつあります。このようなクラブチームは、地域に根ざし、地域の皆さんとともに取り組むことにより、一体感を醸成するとともに交流を促進し、地域の活性化につながると考えられます。このことから、地域に根ざしたトップチームの育成に、市町と連携しながら取り組む必要があります。

平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、世界で活躍するトップアスリートに接するまたとない好機です。市町等と連携しながら、これらの大会での事前キャンプ地の誘致や、交流事業を進めていく必要があります。

誰もがスポーツの価値を共有するためには、スポーツを「する」人だけでなく、スポーツを「みる」人、スポーツを「支える」人の存在も不可欠です。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会や三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催等、県民がトップレベルのスポーツに接するこの機会を活用し、スポーツを「みる」機会の創出を図ることが求められます。

また、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）では、高校生を中心に、多くのボランティアが大会運営を支えました。三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催に向けて、大会の運営に関わることができるボランティア等の養成を進め、スポーツを「支える」人材を養成することが必要です。

<取組内容>

（1）三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、スポーツツーリズムの取組を通じた地域の活性化

市町等と連携し、三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催や、地域のスポーツ資源を生かした「スポーツツーリズム」の取組により、交流人口の拡大等、地域の活性化につなげていきます。

- ① 県内では、地域のスポーツ資源を生かした大規模なスポーツイベントや、スポーツ合宿の誘致等を通じて交流人口の拡大を図る等、スポーツツーリズムの推進によって地域の活性化につなげる取組を進めている市町があります。より多くの市町でこのような取組が進むよう、市町のニーズに合った研修会を開催する等の支援を行います。
- ② 三重とこわか国体・三重とこわか大会を盛り上げていただく県民の皆さんの活動「とこわか運動」への参加を広く呼びかけ、「する」「みる」「支える」人材を育成・養成します。
- ③ 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催を一過性のものとしなため、両大会の開催後を見据え、スポーツを通じた地域活性化の取組について、市町と連携し、検討を進めていきます。

(2) 地域に根ざしたクラブチームの育成・支援

市町と連携しながら、国内トップリーグ等で活躍する地域に根ざしたクラブチームを育成・支援する取組を進めます。

- ① 競技力向上の取組を進める中で、国内トップリーグ等で活躍するクラブチームを育成・支援するとともに、このようなチームが地域に根ざし、地域スポーツの裾野が広がるよう、地域とクラブチームの交流促進等の取組を市町と連携して進めます。
- ② 市町やクラブチームと連携し、ホームゲーム開催時における地域の魅力情報発信やイベント等の交流活動を通じて、ファン層の拡大を支援することで 応援機運の高まりによる地域の一体感の醸成や、スポーツを「みる」機会の創出を図ります。

(3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致

本県では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地の誘致を進めています。さらに、ホストタウン制度を活用した交流事業等について、市町や関係団体と連携しながら取組を進めます。

- ① 誘致に取り組む市町及び関係団体と連携し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に取り組みます。
- ② 県民の皆さんのスポーツに対する意識を醸成できるよう、市町及び関係団体と連携して、ホストタウン制度を活用した海外選手との交流事業等を実施します。

(4) スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成

スポーツは「する」だけでなく、「みる」「支える」ことにより、誰でも参画することができ、スポーツの価値を共有することができます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、本県における大規模大会等の開催を好機として、スポーツを「みる」機会の創出や、スポーツを「支える」人材の養成を、市町や関係団体との連携により進めます。

- ① 東京オリンピック・パラリンピック競技大会や三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催等、県民がトップレベルのスポーツに接する機会を活用し、イベントの開催や各種広報活動を実施することで、スポーツの観戦機会の拡大やスポーツの魅力の発信を通じて、スポーツを「みる」機会の創出を図ります。
- ② 平成 32 (2020) 年の全国中学校体育大会、平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催に向けて、大会の運営に関わることができるボランティア等を募集し、スポーツを「支える」人材の養成を進めます。
- ③ 大規模大会開催等の経験を生かし、大会ボランティア等が大会終了後も県内でスポーツを「支える」人材として引き続き活動し、ボランティア活動が維持・継続できるよう、市町や関係団体と連携して活動を支援します。

※ スポーツツーリズム

地域のスポーツ資源（恵まれた自然環境や充実した施設・設備、地域に根ざして活動するクラブチーム等）を生かして、地域における交流人口の拡大や地域経済への波及効果等を図る取組。

＜平成 34 (2022) 年度の到達目標＞

目標項目	現状値		目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
スポーツを通じて夢や感動が育まれていると感じる県民の割合	84.2%	90.0%	「e-モニター調査」で「感じる」、「どちらかといえば感じる」割合の合計

＜目標項目の選定理由＞

本県で開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会に向けて、競技力の向上をはじめ、さまざまな取組を進めており、これらの関わりを通じて県民に夢や感動が育まれると期待できることから、当該目標項目を選定しました。

＜目標値の考え方＞

三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催は、本県のスポーツ推進のまたとない好機であり、スポーツへの参加意欲の向上や関心の高まりが期待されることから、現状値を上回る目標値を設定しました。

<推進施策 6 施設の整備等>

<推進施策の基本的な取組方向>

スポーツ施設について、整備や適切な管理運営を行っていくことは、県民の皆さんがスポーツに親しむとともに、本県のスポーツ選手が競技力を高めていくうえで、大変重要な取組です。

本推進施策では、平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会に向けて、必要となるスポーツ施設の整備を進めます。あわせて施設の効率的、効果的な管理運営を進めるとともに、利用者の利便性が確保できる環境を整備します。

<現状と課題>

本県のスポーツ施設は、昭和 50 (1975) 年のみえ国体を契機に整備が進められて以降、新たな整備も少なく、施設の老朽化が進んでいます。

また、スポーツ庁の「体育・スポーツ施設現況調査」(平成 27 (2015) 年度)によると、本県の公共スポーツ施設は、近隣府県と比べて、その数は少なく、相対的にみれば十分とは言えない状況であり、大規模大会やプロスポーツの公式試合が開催できるような施設も少ない状況です。

このような状況をふまえ、平成 25 (2013) 年に、今後の県営スポーツ施設の整備、充実や、市町が整備や管理運営を行うスポーツ施設への県の関与のあり方等について取りまとめた「三重県スポーツ施設整備計画」を策定しています。

さらに、平成 30 (2018) 年に開催された全国高等学校総合体育大会 (インターハイ) の他、平成 32 (2020) 年の全国中学校体育大会、平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会を開催するにあたっては、施設基準をはじめとするさまざまな規定や観客収容、アクセス等の利便性を確保していくことで、参加者が快適に競技に臨める環境を整備することが求められています。

そのため、「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」や「三重交通G スポーツの杜 伊勢」等の県営スポーツ施設について、大規模大会の施設基準を満たすべく、必要な整備を行っていますが、地方財政を取り巻く環境は厳しく十分とは言えません。

現在、多様な財源確保策の取組として、県営スポーツ施設 2 か所にネーミングライツを導入しているところですが、今後、国や (独) 日本スポーツ振興センターによる補助金等、多様な財源確保に努めるとともに、県だけでなく、本県での大規模大会の開催を契機とした市町におけるスポーツ施設の整備も働きかけていく必要があります。

スポーツ施設の利用者は年々増加傾向にあることから、利用者の安全安心と利便性を確保し、スポーツに親しむ機会を引き続き提供するとともに、優れたスポーツ環境を提供していくことについて、整備から管理運営までトータルコストを適切にマネジメントしていく必要があります。

<取組内容>

(1) スポーツ施設の整備

本県で開催予定の大規模大会等に向け、県営スポーツ施設について必要な整備に取り組みます。

- ① 「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」、「三重交通G スポーツの杜 伊勢」等の県営スポーツ施設について、三重とこわか国体等への対応や、その他施設基準、安全対策等の面から施設の整備等を進めます。
- ② 「三重県スポーツ施設整備計画」に基づいて創設した補助制度を活用して、「広域的拠点施設」である体育館の整備を行うことにより、本県の施設水準の向上を図ります。
三重とこわか国体に向けて、国体施設基準の充足や参加者の危険防止対策等、必要となる施設の改修に対し補助を行い、会場地市町における整備の促進を図ります。
- ③ プロスポーツの公式試合が可能となる機能を有する施設について、市町やクラブチーム、関係団体等と連携して、協議を進めます。

(2) 県営スポーツ施設等の管理運営

スポーツ施設の管理運営について、利用者の安全・安心や利便性を確保し、快適な利用環境を提供するとともに、効率的な管理運営に努めます。

- ① 引き続き指定管理者制度を活用し、県民サービスの向上と効率的な管理運営に努めます。
- ② 施設・設備の維持・修繕については、高齢者等、誰もが利用しやすい利便性及び安全性の確保をはじめ、公認検定の継続や競技規則改正への対応等、必要となる整備に努めます。
なお、維持・修繕の実施にあたっては、指定管理者と連携し、安全性や経済性を考慮したうえで、予防的な修繕等を行い、機能の維持を図る「予防保全型維持管理」をめざすとともに、施設・設備の長寿命化を図ります。
- ③ ネーミングライツによる愛称（「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」、「三重交通G スポーツの杜 伊勢」）について、ホームページや広報紙により、普及・定着に努めるとともに、ネーミングライツ料を活用して、施設におけるサービスの維持・向上や県内におけるスポーツの振興と発展を図っていきます。
また、新たな財源確保に向けての取組を進めます。
- ④ 公立学校体育施設の開放を進め、利用者の利便性を確保するとともに、サービスの維持・向上を図ります。

<平成 34(2022)年度の到達目標>

目標項目	現状値 平成 29(2017)年度	目標値 平成 34(2022)年度	目標項目の説明
県営スポーツ施設 年間利用者数	842,648 人	969,930 人	国体・全国障害者スポーツ大会局が所管する 県営スポーツ施設 (三重交通G スポーツ の杜 鈴鹿、三重交通G スポーツの杜 伊勢、 県営松阪野球場、県営 ライフル射撃場)の 年間利用者数

<目標項目の選定理由>

スポーツ施設の整備や施設管理に適切に取り組んだことへの効果を示すと考えられることから、当該目標項目を選定しました。

<目標値の考え方>

各施設の指定管理者が目標値として設定している年間利用者数の合計値を基に設定しました。

＜推進施策 7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進＞

＜推進施策の基本的な取組方向＞

本県では、平成30（2018）年に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されました。平成32（2020）年には全国中学校体育大会、平成33（2021）年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されます。これらの大規模大会の開催は、県民の皆さんが広くスポーツに触れ、スポーツに親しむ機会となり、本県のスポーツの推進にとって、またとない好機となります。このため、開催のレガシー（※）を次世代に継承することで、開催を一過性のものとせず、「する」だけでなく「みる」「支える」も含めたスポーツへの興味・関心の維持や、長期的な視点に立ったスポーツの振興、スポーツを通じた地域活性化をめざしていきます。

本推進施策では、このような大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進について、市町、競技団体等のさまざまな主体と連携しながら、取組を進めていきます。

＜現状と課題＞

平成30（2018）年、本県で開催された全国高等学校総合体育大会（インターハイ）では、平成に入って最多となる52件の入賞を果たすなど、本県選手がすばらしい成績を収めました。また、総合開会式における歓迎演技や競技運営補助、広報活動、手作り記念品の製作などの活動に多くの高校生が携わり、大会を支えました。

平成32（2020）年には全国中学校体育大会の開催が予定されています。大規模大会開催のノウハウを継承するとともに、平成33（2021）年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて本県のスポーツ推進の機運醸成が期待されます。

また、三重とこわか国体・三重とこわか大会については、平成24（2012）年1月に本県での開催が内々定後、行政をはじめ、スポーツ団体、経済団体等で構成する「第76回国民体育大会三重県準備委員会」を設立し、「県民総参加」「簡素・効率化」「情報発信と交流の輪づくり」「本県のスポーツの推進」の4つを実施目標とした「第76回国民体育大会開催基本方針」を決定しました。その後、開催基本方針に基づき、開催地市町の選定や会期、各種計画等、開催に向けた諸準備を進めてきました。

平成30（2018）年7月には、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が正式に決定されたことを受け、準備委員会を「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」に改組しました。

今後は、イメージソングやダンス等を活用したさまざまな広報活動により開催機運を盛り上げ、また、県民の皆さんが両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、「とこわか運動」（県民運動）を進めるとともに、市町、競技団体等のさまざまな主体との連携により開催準備を進めていく必要があります。

さらに、三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催は、本県にスポ

ーツインフラの整備等の有形のレガシーや、スポーツに対する関心、大会運営のためのノウハウ、おもてなしの精神、競技力の向上等の無形のレガシーといった、さまざまなレガシーを創出することが見込まれます。このレガシーを一過性のものとするのではなく、長期的な視点でのスポーツの振興や、スポーツを通じた地域活性化につなげていくための取組を行うことが求められます。

<取組内容>

(1) 全国中学校体育大会の開催

平成 30 (2018) 年に開催された全国高等学校総合体育大会 (インターハイ) では、総合開会式と 14 競技 15 種目が本県で開催されました。平成 32 (2020) 年には全国中学校体育大会 (4 競技 4 種目) が、本県を含む東海ブロックで開催することが決定しています。市町、競技団体等と連携し、これらの大会の開催を通じて得られた成果を、本県のスポーツの推進につなげていきます。

- ① 平成 32 (2020) 年の全国中学校体育大会の開催に向け、東海各県の教育委員会及び関係団体との調整、協議を進めていきます。
- ② 大会の開催を県民の皆さんに広く周知し、本県のスポーツの推進につなげるとともに、本県の魅力を全国に発信する絶好の機会とするため、市町や関係団体、関係部局と連携しながら、積極的な情報発信に努めます。
- ③ 大会の開催によりスポーツを「みる」機会を創出するとともに、中学生による運営の補助等を通じて、「支える」人材の養成を進め、スポーツに対する関心を高めることで本県のスポーツの推進を図ります。
- ④ 全国規模の大会を開催するノウハウを継承し、開催市町、関係団体等と連携しながら、地域とともに大会を盛り上げる魅力ある大会運営をめざします。

(2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催機運を醸成するため、広報活動を推進するとともに、県民の皆さんが「する」「みる」「支える」というさまざまな形で関わっていただけるよう「とこわか運動」(県民運動)を進めていきます。

また、市町や競技団体等と連携して、開・閉会式の式典準備をはじめ、競技役員等の養成、競技施設や競技用具整備等の準備を進めます。

- ① イメージソングやダンス等を活用したさまざまな広報活動により開催機運を盛り上げ、また、県民の皆さんが両大会に関わっていただけるよう、「とこわか運動」(県民運動)として多様な取組を進めます。
- ② 両大会の会場地市町と連携して、輸送・交通、宿泊、医事・衛生、警備・消防等、各分野での準備を進めます。
- ③ 県民の皆さんが、両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わり

を持つことで、スポーツを通じた人づくりにつなげていきます。

(3) 大規模大会開催のレガシーの継承

三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催により、本県では有形（スポーツインフラの整備等）、無形（スポーツに対する関心、大会運営のためのノウハウ、おもてなしの精神、競技力の向上）のさまざまなレガシーの創出が見込まれます。このレガシーを一過性のものとするのではなく、長期的な視点でのスポーツの振興や、スポーツを通じた地域活性化につなげていくための取組を行います。

- ① 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催によって得られた有形のレガシーが大会前・大会後に活用されるよう、スポーツインフラを利用した大会の誘致や各種イベントの実施、スポーツ合宿の受け入れ等により、交流人口を増加させ、経済効果の創出や雇用の拡大等、スポーツを通じた地域活性化につなげていきます。
- ② 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催によって培われる経験を通じて、無形のレガシーが県民の間に定着し、将来にわたって継続できるよう、年齢や性別、ライフスタイルや障がいの有無に関わらず、スポーツを「する」「みる」「支える」ことによる興味・関心の維持を図ります。また、誰もが気軽に参加できるデモンストラーションスポーツをはじめ、両大会の実施競技を核とした地域づくり・まちづくりの支援、競技環境の整備等、スポーツを通じた地域間交流や地域の一体感の醸成等をめざします。
- ③ 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催をきっかけとして、おもてなしの精神の醸成や、アスリートを地域で支え、育てる仕組みの構築、指導者やアスリートの定着による競技力の維持、ボランティア活動の継続等、スポーツを通じた人づくりに取り組みます。

※ レガシー

国体の開催が開催地にもたらす長期的・持続的効果。大きく有形のレガシー、無形のレガシーに分けられる。【吉田政幸「国体によるスポーツ振興と地域活性化」（『舞たうん』vol 134、2017、1－5ページ）より引用】。

有形のレガシー：スタジアムや練習場等のスポーツ施設、合宿所等の宿泊施設、交通網や都市機能を向上させる社会インフラ等。

無形のレガシー：競技種目に対する興味や熱気、開催地としてのイメージ形成、市民の競技意識の向上、友好や尊敬等のスポーツが有する価値の浸透、開催地の文化・風習・歴史・地域性の再確認等。

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の進行管理

(1) 部局横断的な取組の推進

スポーツは、あらゆる世代、性別等を問わず親しむことができ、心身の健康の保持増進や地域の活性化に資する等、多面的な価値を有しています。このため、県では、高齢者の健康増進の取組をはじめ、生涯にわたる健康づくりの取組やスポーツツーリズムの取組等、各部局でスポーツに関わる取組が進められています。本計画のめざす姿の実現に向けては、各部局の取組と連携しながら、総合的に取り組んでいきます。

(2) 三重県スポーツ推進審議会における進捗の評価

本計画のめざす姿の実現に向けて、計画に基づく県の取組の進捗状況、成果や課題等について、三重県スポーツ推進審議会に毎年度報告するとともに、以降の取組にかかる意見を求め、適切に計画の進捗を管理していきます。

(3) 県議会への報告

本計画に基づく取組、本県スポーツの推進にかかる取組状況について、県議会に随時、報告していきます。

(4) 県民の皆さんへの周知・広報

県民の皆さんが本計画を通じて、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、本計画の概要や取組状況について、ホームページ等の広報媒体を活用し、周知・広報を行います。

2 スポーツ関係団体との連携

(1) 公益財団法人三重県体育協会

(公財) 三重県体育協会は、本県におけるアマチュアスポーツを代表する団体であり、スポーツの健全な普及・発展を図り、県民の皆さんの体力向上と健康の増進及び青少年の健全育成に寄与することを目的として設立されています。

各種スポーツ教室や指導者に対する講習会の開催、スポーツ少年団の育成等、地域でのスポーツの普及や競技力の向上に向けた事業等を実施し、本県の地域スポーツの推進、競技力の向上に向けて重要な役割を担っています。

引き続き、県、市町や加盟する団体、民間事業者と連携をしながら、本県のスポーツ推進に資することが期待されます。

(2) 一般社団法人三重県レクリエーション協会

(一社) 三重県レクリエーション協会は、レクリエーションの総合的な普及、振興に努め、県民の皆さんの心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに寄与することを目的として設立されています。

県民の皆さんが、体を動かすことに親しみやすいレクリエーションの普及のほか、レクリエーションにかかる指導者の育成や派遣、加盟する団体と連携して自主事業を実施する等、本県の地域スポーツの推進に向けて重要な役割を担っています。

引き続き、加盟する団体と連携しながら、県民の皆さんがスポーツに親しむための取組を進めることが期待されます。

(3) 三重県障がい者スポーツ協会

三重県障がい者スポーツ協会は、障がい者スポーツを振興し、スポーツを通じて、障がいのある人の心身の健康の維持・増進と、社会参加意欲の高揚を図るとともに、県民の障がいのある人に対する一層の理解を深め、ノーマライゼーションの確立に寄与することを目的として設立されています。

障がい者スポーツの普及に向けた事業等を実施し、本県の障がい者スポーツの推進に向けて重要な役割を担っています。

引き続き、県、市町や加盟する団体と連携しながら、本県の障がい者スポーツ推進に資することが期待されます。

(4) 加盟団体との連携

(公財) 三重県体育協会、(一社) 三重県レクリエーション協会、三重県障がい者スポーツ協会と連携した取組を進めることで、それぞれの加盟団体と連携した取組を進めていきます。

(5) 三重県スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員は、市町での地域スポーツの推進に重要な役割を担っており、三重県スポーツ推進委員協議会は、県内のスポーツ推進委員相互の情報交換や、スポーツ推進委員の資質向上を図ること等を目的として設立されています。

また、地域スポーツの推進に重要な役割を果たす総合型地域スポーツクラブの運営に際して、地域の皆さんと行政とのコーディネート役として期待されており、県内の総合型地域スポーツクラブの育成や安定した運営に向けて、県の広域スポーツセンターと連携しながら、取組を進めることが期待されています。

3 顕彰の実施

(1) 地域スポーツの推進にかかる顕彰

地域、企業等の職域においては、スポーツの普及・発展に継続して尽力しているスポーツ関係者及びスポーツ優良団体が多くあります。

このような地域スポーツの推進に顕著な功績があるスポーツ関係者及びスポーツ優良団体を表彰すること、広く広報することを通じて、地域スポーツの発展に資するため、平成25(2013)年度に地域スポーツの推進にかかる知事表彰制度を創設しました。

引き続き、県民の皆さんの地域スポーツへの関心を高めるとともに、より多くの県民の皆さんが地域スポーツに親しめるよう、顕彰を行うとともに、情報の発信に努めます。

(2) 競技スポーツにかかる顕彰

オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会や国民体育大会、全国高等学校総合体育大会(インターハイ)等の全国大会において、優秀な成績を収めた団体・個人を表彰し、その功績を讃えることは、県民の皆さんのスポーツへの関心を高め、本県選手等の意識高揚につながります。

このため、各関係団体と連携を図り、国際大会や全国大会で活躍した選手や指導者の顕彰を行うとともに、情報発信に努めます。

報告1

教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について

教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について、別紙のとおり報告する。

平成31年3月7日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について

1 要旨

教職員の資質能力向上支援事業による指導が不適切である教員への対応として、平成30年度指導改善研修を受講した教員の研修後の措置並びに平成31年度指導改善研修の対象となる教員の認定及び措置を決定しました。

2 内容

(1) 平成30年度実施結果

平成30年度に指導改善研修を受講した教員2名(小学校2名)の研修後の措置について、1月28日開催の三重県指導改善研修審査委員会(弁護士、大学教授等7名で構成)でご審議いただきました。

その意見をもとに、1月31日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、当該2名について審査し、以下のとおり研修後の措置を決定しました。

ア 指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間の指導を伴う勤務(学校で課題に応じた指導を受けながら勤務すること)に復帰させる。 1名

(状況) 当該教員は、学習指導、生徒指導及び社会性において一定の研修の成果がみられ、指導が不適切である教員の認定を解除するものの、課題改善の工夫などに課題が残っていることから、上記の措置としました。

イ 指導が不適切である教員の認定を解除せず、退職を勧告する。 1名

(状況) 当該教員は、課題に向き合うことができず、改善がみられない状況であることから、上記の措置としました。

(2) 平成31年度概要

平成31年度指導改善研修の対象となる教員として、市町等教育委員会から報告がありました教員1名(小学校1名)について、1月18日開催の三重県指導改善研修審査委員会でご審議いただきました。

その意見をもとに、1月31日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、当該教員について審査し、指導が不適切である教員に認定し、校外指導改善研修を受講させる措置を決定しました。

3 今後の対応

指導が不適切である教員の認定を解除した教員については、市教育委員会及び所属校の校長と連携し、円滑な復帰を支援します。

また、新たに指導が不適切である教員に認定した教員については、その課題に応じた研修プログラムを作成のうえ、平成31年4月から翌年3月までの1年間、総合教育センターにおいて校外指導改善研修を実施します。

指導が不適切である教員への対応

1 経緯

三重県教育委員会では、独自の施策として、平成15年度に「指導力不足教員の対応に関する要綱」等を整備し、指導が不適切である教員（指導力不足等教員）の指導力向上を支援する取組を始めました。

平成19年の教育公務員特例法の改正により、指導改善研修の実施が法的に位置づけられ、平成20年2月には国が「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」を策定しました。これらを踏まえ、所要の規則を制定するとともに、平成21年3月に新たに「指導が不適切である教員の対応に関する要綱」を制定し、同法に基づく制度としました。

2 制度の概要

(1) 指導が不適切である教員の定義

学習指導・生徒指導・学級経営にかかる指導力や教育公務員としての資質に課題を持つ者で、児童生徒に対する教育への期待に応えられないため、支援その他の措置を要する教員

(2) 認定手続き

校長は、度重なる指導によっても改善が見られず、なお指導が不適切であると考えられる場合には、具体的指導・観察記録等を作成し、当該教員からの聴き取りその他の事実確認を行ったうえで、県教育委員会（小中学校は市町等教育委員会）へ報告します。

県教育委員会は、県立学校長や市町等教育委員会からの報告及び本人への聴き取りをもとに、弁護士、精神科の医師、学識経験者などで構成する「指導改善研修審査委員会」の意見を聴き、指導が不適切である教員の認定を行うほか、精神的な疾病が疑われる場合は受診の必要性の認定を行い、研修の実施や受診の指導を行います。

(3) 指導改善研修及び研修後の措置

研修は、所属校及び総合教育センター等において、1年以内（原則1年）の期間を定めて実施します。

研修の結果をもとに、指導改善研修審査委員会の意見を聴き、現場復帰（平常勤務、経過観察を伴う勤務、指導を伴う勤務）、研修期間の延長（原則として1年間）、教員以外の他職種への配置換え、退職の勧告、分限処分のいずれかの措置をとります。

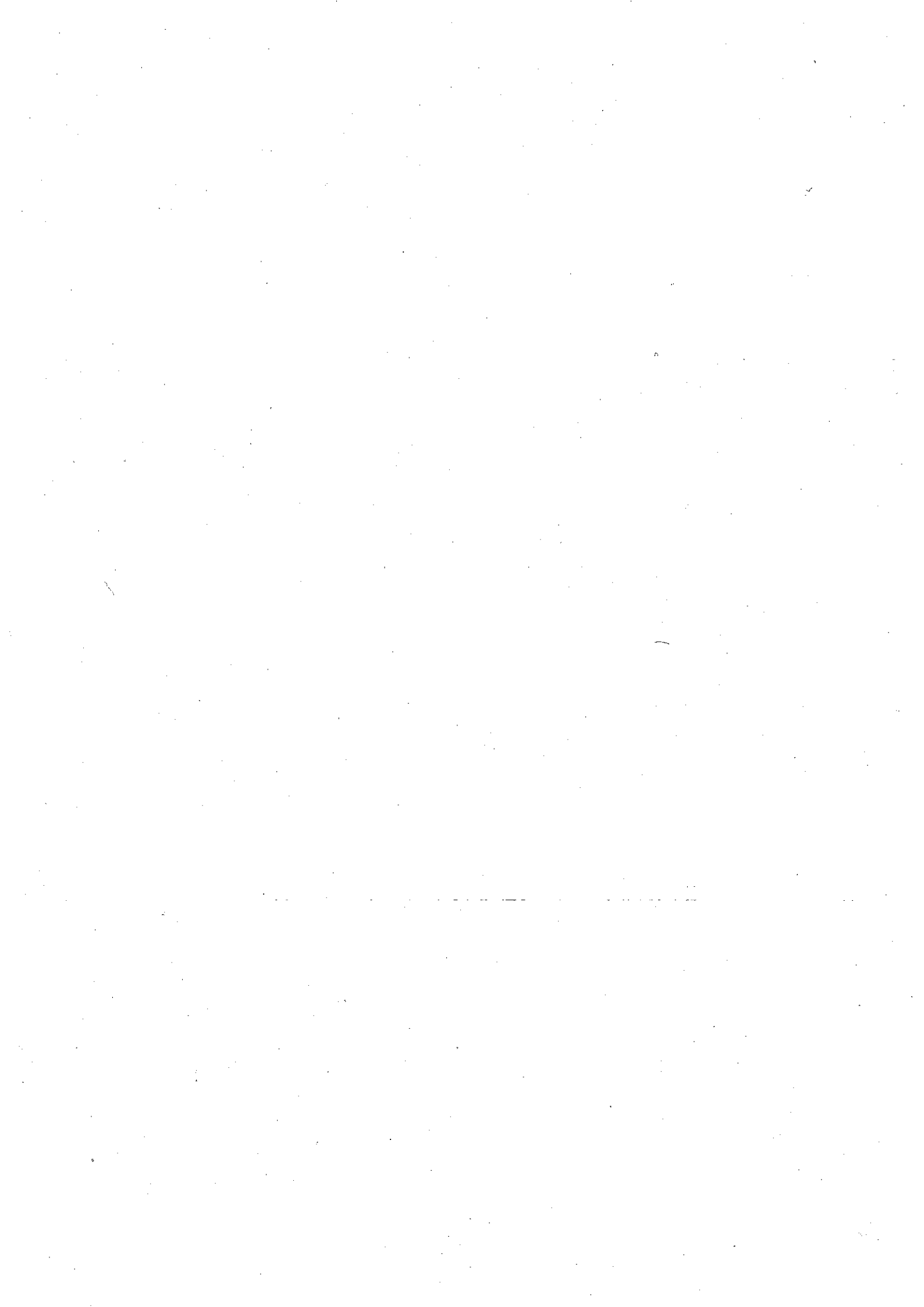
報告 2

スマートフォン等の使用に関する実態調査について

スマートフォン等の使用に関する実態調査について、別紙のとおり報告する。

平成31年3月7日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長



平成30年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」結果（概要）について

1 調査について

(1) 調査の主旨

本調査は、昨年度実施した「スマートフォン等の使用に関する実態調査」において、把握できなかった児童生徒のネットトラブルの実態や依存傾向、学校の取組等を把握し、児童生徒がトラブルに巻き込まれないための取組を推進するため、小中高等学校及び児童生徒を対象に実施したものです。

(2) 調査対象児童生徒数

11,292人（小学生4,266人、中学生4,916人、高校生2,110人）

(3) 調査対象校

公立小学校 全29市町各1校：4年生から6年生 各2クラス

公立中学校 全29市町各1校：1年生から3年生 各2クラス

県立高等学校 10校：1年生から3年生 各2クラス

(4) 調査方法

児童生徒・調査対象校への質問紙による調査

※ 本調査における「スマホ」とは、携帯電話やスマートフォンのことをいいます。

2 調査内容および主な調査結果

(1) 調査内容

<児童生徒へ調査>

- ・スマホの所持の有無
- ・スマホの使用時間（学校のある日、休日(※)、学習の使用時間(※)）
- ・メールやSNSでメッセージをやり取りしている相手
- ・トラブル等の有無とトラブルの内容(※)
- ・ネット依存の傾向(※)
- ・家庭のルールづくりの有無とルールの内容

<学校への調査(※)>

- ・今年度、学校が対応したスマホの使用に係る生徒指導上の問題
- ・スマホの使用に係る児童生徒の主体的な取組の有無とその連携先
- ・児童生徒への教育（実施の有無、だれが、どの場面で、どのような内容の教育を行っているか）
- ・保護者への啓発（実施の有無、どのような内容の教育を行っているか）
- ・教職員の研修（実施の有無、どのような内容の研修を行っているか）

注> ※は新規調査項目

(2) 主な調査結果

<児童生徒への調査から>

① スマホの所持率

小学生39.3%、中学生72.2%、高校生98.2%で、昨年度の調査と比較すると、小学生で減少し、中高生ではほぼ同様となっています。小学生の所持率は、中学生・高校生に比べて学校間の差が大きい状況があり、調査対象校の変更によるものと考えられます。

【スマホの所持率】

	小学生	中学生	高校生
自分専用のスマホを所持して使用している	39.3%(50.3%)	72.2%(73.2%)	98.2%(99.2%)
自分は所持していないが、保護者・友だち等のスマホを借りて使用している、または使用したことがある	50.7%	20.7%	0.6%
自分は所持しておらず、使用したこともない	10.0%	7.1%	1.2%

※()は昨年度の調査

②スマホの使用時間

学校がある日にスマホを1日に2時間以上使用している児童生徒は、小学生17.3%、中学生45.4%、高校生65.7%で、昨年度と比較すると減少しています。休日になると、小学生29.3%、中学生67.3%、高校生83.4%と、学校がある日と比べ使用時間が長くなっています。

また、学習で使用している児童生徒は、小学生55.8%、中学生73.5%、高校生82.2%となっており、約半数の児童生徒の使用時間が30分未満となっています。

【スマホの使用時間】

	小学生	中学生	高校生
学校のある日に2時間以上使用している割合	17.3%(24.9%)	45.4%(48.4%)	65.7%(74.1%)
学校のある日に学習で使用している割合	55.8%	73.5%	82.2%
うち、学習で使用する時間が30分未満の割合	46.8%	54.5%	58.0%
休日に2時間以上使用している割合	29.3%	67.3%	83.4%

※()は昨年度の調査

③ネットトラブル等の状況

ネットトラブルにあった(あいさうになった)ことや困ったことがあると答えた児童生徒は、小学生7.7%、中学生13.5%、高校生13.6%でした。

困っていることについては、「メールやメッセージのやりとりが終わらず、寝不足や勉強に集中できなくなった」が小学生64.9%、中学生46.4%、高校生32.1%で、全校種で最も多くなっています。

ネットトラブルについては、「メールやメッセージなどのやり取りが原因で、友だちと喧嘩になった」が小学生7.8%、中学生24.2%、高校生24.1%で、全校種で最も多くなっています。

【ネットトラブルにあった(あいさうになった)ことや困っていることがある児童生徒の割合】

	小学生	中学生	高校生
トラブルや困っていることがある	7.7%	13.5%	13.6%

【ネットトラブルや困っていることの内容】<一部抜粋>

(複数回答可)

	小学生	中学生	高校生
悪口や嫌なことをネット上に書き込まれた	6.8%	15.8%	23.0%
自分の名前や自分が映った写真・動画などを、許可なくネットに流された	3.1%	11.0%	10.6%
メールやメッセージなどのやりとりが原因で、友だちと喧嘩になった	7.8%	24.2%	24.1%
友だち同士でメッセージをやり取りするグループから外された	4.6%	8.5%	9.3%
しつこくメールやメッセージなどを送られた	5.0%	15.3%	15.4%
心当たりのない利用料金の請求を受けた	2.6%	7.3%	14.3%
メールやメッセージのやりとりが終わらず、寝不足や勉強に集中できなくなった	64.9%	46.4%	32.1%

④ネット依存の傾向

スマホを使用していて、「ネットに夢中になっていると感じている」児童生徒は、小学生58.2%、中学生60.7%、高校生60.5%います。また、下記の項目のうち5項目以上が該当し、依存傾向が疑われる児童生徒が、小学生2.4%、中学生4.4%、高校生3.8%となっています。

【ネット依存の傾向】

(複数回答可)

	小学生	中学生	高校生
ネットに夢中になっていると感じる	58.2%	60.7%	60.5%
満足を得るために、ネットの利用時間をだんだん長くしたいと感じる	17.0%	17.4%	13.1%
ネット利用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがよくある	22.0%	26.9%	23.4%
ネット利用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとした時、落ち着かなかったり、不機嫌な落ち込み、イライラなどを感じる	7.4%	9.8%	7.1%
使い始めに思っていたよりも長い時間続けている	41.8%	51.0%	52.4%
ネットに熱中したために大切な人間関係を台無しにしたり、危うくしたりすることがあった	2.8%	2.1%	2.0%
ネットに熱中しすぎていることを隠すために、家族、学校の先生にウソをついたことがある	3.8%	5.0%	3.3%
問題や絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどから逃れるためにネットを使う	4.5%	6.8%	10.7%

※ キンバリー・ヤング博士の「インターネット依存度テスト」では、上記8項目のうち、5項目以上に該当する場合、ネット依存傾向にあるとしています。

小学生 2.4% 中学生 4.4% 高校生 3.8%

<学校への調査から>

① 各学校におけるスマホの使用に係る生徒指導上の課題

小中学校では、「いじめの問題」への対応が最も多く、小学校41.4%、中学校69.0%となっており、高校では、「画像や動画の投稿・掲載に係る問題」への対応が90.0%で最も多くなっています。

【各学校におけるスマホの使用に係る生徒指導上の課題】

(複数回答可)

	小学校	中学校	高校
校内での使用の問題	17.2%	31.0%	70.0%
いじめの問題	41.4%	69.0%	60.0%
個人情報流出の問題	17.2%	55.2%	40.0%
画像や動画の投稿・掲載に係る問題	24.1%	48.3%	90.0%

② 児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員の研修

児童生徒を対象とした安全教室（スマホの適切な使用に係る指導）等を実施した学校は、小学校79.3%、中学校96.6%、高校80.0%でした。

また、保護者への啓発等を実施した学校は、小学校75.9%、中学校69.0%、高校60.0%で、校種が上がるにつれ減少しています。

さらに、教職員への研修会等を実施した学校は、小学校27.6%、中学校37.9%、高校40.0%にとどまっています。実施した指導・啓発・研修内容は、「マナーやモラルに関すること」が最も多くなっています。

【児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修会を実施した学校の割合】(複数回答可)

	小学校	中学校	高校
児童生徒への指導	79.3%	96.6%	80.0%
保護者への啓発	75.9%	69.0%	60.0%
教職員の研修会	27.6%	37.9%	40.0%

【児童生徒への教育、保護者への啓発、教職員への研修会の内容】 <一部抜粋>

(複数回答可)

	児童生徒への指導			保護者への啓発			教職員の研修		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
マナーやモラルに関すること	95.7%	100.0%	100.0%	81.8%	100.0%	100.0%	87.5%	81.8%	100.0%
ネット依存に関すること	60.9%	42.9%	37.5%	68.2%	60.0%	33.3%	62.5%	36.4%	75.0%
個人情報の流出に関すること	87.0%	92.9%	87.5%	63.6%	90.0%	50.0%	75.0%	81.8%	50.0%
ルールづくりの必要性に関すること	56.5%	57.1%	25.0%	68.2%	85.0%	66.7%	37.5%	63.6%	50.0%

③ 学校の取組とスマホの使用時間やネットトラブルとの関係

児童生徒への指導と保護者への啓発を併せて実施している学校は、スマホを2時間以上使用している割合やネットトラブル等にあった割合が、そうでない学校と比較して低いという結果が見られます。

【児童生徒への指導と保護者への啓発を併せて実施している学校とそうでない学校における児童生徒の比較】

<小学校>

	学校のある日の使用時間が2時間以上の割合	休日の使用時間が2時間以上の割合	トラブル等にあった割合
併せて実施している学校	15.8%	26.4%	6.7%
併せて実施していない学校	21.3%	34.5%	10.5%

<中学校>

	学校のある日の使用時間が2時間以上の割合	休日の使用時間が2時間以上の割合	トラブル等にあった割合
併せて実施している学校	41.6%	60.9%	12.5%
併せて実施していない学校	53.9%	79.7%	15.7%

<高校>

	学校のある日の使用時間が2時間以上の割合	休日の使用時間が2時間以上の割合	トラブル等にあった割合
併せて実施している学校	61.9%	79.2%	12.5%
併せて実施していない学校	68.7%	86.6%	14.6%

3 今後の取組について

(1) 「インターネットトラブル対応事例集」の追加作成・配付

本調査結果によって明らかになったネットトラブル等を踏まえ、「インターネットトラブル対応事例集」にネットいじめや不適切な画像等の投稿等への具体的な対応を追加作成し、各学校に配付するとともに、研修会でその内容や活用法を周知して、教職員の指導力の向上を図ります。

(2) 児童生徒への指導教材および保護者への啓発資料を各学校に提供

児童生徒の実態を踏まえた効果的な指導ができるよう、スマートフォンの特性や適切な使用方法について、児童生徒がどの程度理解しているのかを確認できる「みえネットスキルアップサポート」や、保護者に対して、インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等を周知・啓発する「ネット啓発講座」の実施資料を県教育委員会のホームページに掲載するとともに、教職員が実施できるよう研修会等を通じて全県的な取組に広がっていきます。

(3) 児童生徒の主体的な取組を推進

メールやメッセージのやりとりが終わらず、寝不足や勉強に集中できず困っている児童生徒がいることから、児童会や生徒会が中心となって、スマートフォンの適切な使用に係るルールづくりに取り組むなど、児童生徒の主体的な取組を推進していきます。

<参考>

平成30年度 スマートフォン等の使用に関する実態調査 結果 (児童生徒)

【質問1】 あなたはスマホを所持し、使用していますか。1つ答えて下さい。

	小学校	中学校	高校
① 自分専用のスマホを所持して使用している	39.3%	72.2%	98.2%
② 自分は所持していないが、保護者・友だち等のスマホを借りて使用している、または使用したことがある	50.7%	20.7%	0.6%
③ 自分は所持しておらず、使用したこともない	10.0%	7.1%	1.2%

【質問2】 あなたは学校のある日に1日どれくらいスマホを使用していますか。1つ答えて下さい。

	小学校	中学校	高校
① 10分未満	29.6%	8.8%	1.3%
② 10分以上30分未満	18.3%	7.4%	2.9%
③ 30分以上1時間未満	20.4%	14.8%	8.8%
④ 1時間以上2時間未満	14.5%	23.5%	21.3%
⑤ 2時間以上3時間未満	8.1%	20.6%	21.6%
⑥ 3時間以上4時間未満	3.9%	11.7%	18.6%
⑦ 4時間以上5時間未満	2.1%	5.5%	10.0%
⑧ 5時間以上	3.2%	7.6%	15.5%

【質問3】 【質問2】のうち、わからないことを調べたり、学習アプリを使う等、スマホを勉強でどれくらい使用していますか。1つ答えて下さい。

	小学校	中学校	高校
① 使っていない	44.2%	26.5%	17.8%
② 10分未満	27.6%	26.6%	27.0%
③ 10分以上30分未満	19.2%	27.9%	31.0%
④ 30分以上1時間未満	6.0%	11.9%	15.8%
⑤ 1時間以上2時間未満	2.1%	5.1%	6.0%
⑥ 2時間以上3時間未満	0.3%	1.1%	1.0%
⑦ 3時間以上4時間未満	0.2%	0.6%	0.8%
⑧ 4時間以上5時間未満	0.2%	0.2%	0.1%
⑨ 5時間以上	0.2%	0.3%	0.5%

【質問4】あなたは休日に1日どれくらいスマホを使用していますか。1つ答えて下さい。

	小学校	中学校	高校
① 10分未満	25.6%	7.4%	1.6%
② 10分以上30分未満	14.5%	4.2%	1.5%
③ 30分以上1時間未満	16.0%	7.6%	3.3%
④ 1時間以上2時間未満	14.7%	13.6%	10.0%
⑤ 2時間以上3時間未満	10.4%	18.2%	17.5%
⑥ 3時間以上4時間未満	6.8%	16.6%	19.3%
⑦ 4時間以上5時間未満	4.0%	10.7%	13.4%
⑧ 5時間以上	8.1%	21.8%	33.2%

【質問5】あなたが、メールやSNS (LINE、Twitter等) で、メッセージをやり取りしている相手は誰ですか。 <複数回答可>

	小学校	中学校	高校
① 家族・親戚	63.3%	75.8%	73.0%
② 学校の友だち	38.0%	84.7%	82.8%
③ 学校以外の友だち	17.1%	46.4%	58.5%
④ 学校や塾の先生	3.1%	12.3%	12.7%
⑤ ネットで知り合った人	4.5%	15.2%	15.8%
⑥ その他	30.1%	8.1%	2.0%

【質問6】あなたはスマホを使用していてトラブルにあった(あいそうになった)、又は困ったことはありますか。

	小学校	中学校	高校
① ある	7.7%	13.5%	13.6%
② ない	92.3%	86.5%	86.4%

【質問7】あなたがあつた(あいそうになった)トラブルや困ったこととは、どのような内容ですか。あてはまるものをすべて答えて下さい。 <複数回答可>

	小学校	中学校	高校
① 悪口や嫌なことをネット上に書き込まれた	6.8%	15.8%	23.0%
② 自分が自分の名前や自分が映った写真・動画などをネット上に流したことが原因で、トラブルに巻き込まれた	3.0%	3.7%	5.4%
③ 自分の名前や自分が映った写真・動画などを、許可なくネット上に流された	3.1%	11.0%	10.6%
④ メールやメッセージなどのやりとりが原因で、友だちと喧嘩になった	7.8%	24.2%	24.1%
⑤ 友だち同士でメッセージをやり取りするグループから外された	4.6%	8.5%	9.3%
⑥ しつこくメールやメッセージなどを送られた	5.0%	15.3%	15.4%
⑦ ゲームのアイテムを購入するなどして、高額のお金を支払った	2.4%	2.2%	1.1%
⑧ 心当たりのない利用料金の請求を受けた	2.6%	7.3%	14.3%
⑨ なりすまし被害にあった	0.7%	4.7%	6.7%
⑩ メールやメッセージのやりとりが終わらず、寝不足や勉強に集中できなくなった	64.9%	46.4%	32.1%
⑪ ネット上で知り合った人と実際に会い、被害にあった(被害にあいそうになった)	0.2%	1.8%	1.5%
⑫ その他	16.9%	16.1%	5.2%

【質問8】あなたは、スマホを使用していて、自分自身が感じたり、気づいたりしていることはありますか。あてはまるものをすべて答えて下さい。＜複数回答可＞

	小学校	中学校	高校
① ネットに夢中になっていると感じる	58.2%	60.7%	60.5%
② 満足を得るために、ネットの利用時間をだんだん長くしたいと感じる	17.0%	17.4%	13.1%
③ ネット利用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがよくある	22.0%	26.9%	23.4%
④ ネット利用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとした時、落ち着かなかったり、不機嫌な落ち込み、イライラなどを感じる	7.4%	9.8%	7.1%
⑤ 使い始めに思っていたよりも長い時間続けている	41.8%	51.0%	52.4%
⑥ ネットに熱中したために大切な人間関係を台無しにしたり、危うくしたりすることがあった	2.8%	2.1%	2.0%
⑦ ネットに熱中しすぎていることを隠すために、家族、学校の先生にウソをついたことがある	3.8%	5.0%	3.3%
⑧ 問題や絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどから逃れるためにネットを使う	4.5%	6.8%	10.7%

※ 上記8項目のうち、5項目以上に該当する場合、ネット依存傾向にあると認められる。

(キンバリー・ヤング博士「インターネット依存度テスト」による)

小学生2.4% 中学生4.4% 高校生3.8%

【質問9】あなたの家庭では、スマホの使用についてルールがありますか。

	小学校	中学校	高校
① ある	62.7%	54.0%	22.8%
② ない	37.3%	46.0%	77.2%

【質問10】あなたの家庭では、どのようなスマホのルールを決めていますか。あてはまるものをすべて答えて下さい。＜複数回答可＞

	小学校	中学校	高校
① 使用時間に関するルール	61.8%	56.2%	34.0%
② 使用場所に関するルール	33.4%	33.7%	28.0%
③ 料金に関するルール	34.8%	39.2%	41.9%
④ 書き込み等に関するルール	17.4%	14.6%	9.5%
⑤ 知らない人とのやりとりに関するルール	29.9%	26.3%	16.5%
⑥ アプリの利用に関するルール	31.0%	29.6%	18.8%
⑦ その他	11.6%	6.3%	7.6%

平成30年度 スマートフォン等の使用に関する実態調査 結果 (学校)

【質問1】 あなたの学校では、今年度、児童生徒のスマホの使用に係る生徒指導上の問題について、どのような事案に対応しましたか。(1つの事案で複数の要因がある場合、主たる要因を回答して下さい) <複数回答可>

	小学校	中学校	高校
① 校内での使用の問題	17.2%	31.0%	70.0%
② いじめの問題	41.4%	69.0%	60.0%
③ 個人情報流出の問題	17.2%	55.2%	40.0%
④ 画像や動画の投稿・掲載に係る問題	24.1%	48.3%	90.0%
⑤ ネット上で知り合った人との問題	0.0%	31.0%	20.0%
⑥ 料金の問題	3.4%	6.9%	0.0%
⑦ 依存の問題	10.3%	48.3%	10.0%
⑧ その他	3.4%	3.4%	0.0%
⑨ 対応した事案はなかった	34.5%	3.4%	0.0%

【質問2】 あなたの学校では、児童生徒のスマホの使用について、どのようなことが生徒指導上の課題となっていますか。 <複数回答可>

	小学校	中学校	高校
① 児童生徒の情報モラル	58.6%	86.2%	90.0%
② 児童生徒のネットの危険性に係る認識不足	72.4%	89.7%	90.0%
③ 誹謗中傷等を書き込んだ相手が特定できず指導につなげられないこと	0.0%	17.2%	30.0%
④ 教職員の情報スキルと指導力	13.8%	13.8%	20.0%
⑤ 保護者の理解や協力	51.7%	65.5%	20.0%
⑥ その他	3.4%	0.0%	0.0%
⑦ 特になし	3.4%	0.0%	0.0%

【質問3】 あなたの学校では、児童生徒のスマホの使用について、児童会・生徒会等の活動を通して、児童生徒が主体的にルールづくり等に取り組んでいますか。

	小学校	中学校	高校
① 取り組んでいる	13.8%	27.6%	10.0%
② 取り組んでいない	86.2%	72.4%	90.0%

【質問4】 【質問3】で「①取り組んでいる」と答えたことについて、連携先があれば教えてください。 <複数回答可>

	小学校	中学校	高校
① 他校との連携	25.0%	25.0%	0.0%
② PTAとの連携	75.0%	62.5%	0.0%
③ 教育委員会との連携	25.0%	0.0%	0.0%
④ その他との連携	0.0%	12.5%	0.0%
⑤ 連携はせずに学校独自で行っている	25.0%	25.0%	100.0%

【質問5】あなたの学校では、児童生徒を対象にどのような場面でスマホの使用に関する指導や情報モラル教育に取り組んでいますか。

	小学校	中学校	高校
① 教科	10.3%	41.4%	50.0%
② 道徳の時間	51.7%	34.5%	0.0%
③ 特別活動の時間	55.2%	44.8%	60.0%
④ 総合的な学習の時間	34.5%	41.4%	10.0%
⑤ 全校集会や学年集会	24.1%	89.7%	90.0%
⑥ 入学前の説明会	10.3%	62.1%	60.0%
⑦ その他	6.9%	6.9%	0.0%
⑧ 特に取り組んでいない	0.0%	0.0%	0.0%

【質問6】あなたの学校では、ネットトラブルなどから児童生徒を守るため、今年度、児童生徒を対象とした安全教室等（児童生徒へのスマホの適切な使用に係る指導）を実施しましたか。（実施予定を含む）

	小学校	中学校	高校
① 実施した(実施する予定)	79.3%	96.6%	80.0%
② 実施しない	20.7%	3.4%	20.0%

【質問7】【質問6】で「①実施した」と答えたことについて、誰が実施しましたか。

<複数回答可>

	小学校	中学校	高校
① 携帯電話事業者等の民間業者	26.1%	39.3%	50.0%
② 警察	8.7%	35.7%	12.5%
③ e-ネットキャラバン(総務省が主催)	4.3%	10.7%	0.0%
④ 教員	56.5%	42.9%	62.5%
⑤ その他	43.5%	17.9%	12.5%

【質問8】【質問6】で「①実施した」と答えたことについて、どのような内容でしたか。

<複数回答可>

	小学校	中学校	高校
① マナーやモラルに関すること	95.7%	100.0%	100.0%
② ネット依存に関すること	60.9%	42.9%	37.5%
③ ながらスマホの危険性に関すること	13.0%	21.4%	25.0%
④ 個人情報の流出に関すること	87.0%	92.9%	87.5%
⑤ ゲーム等の課金に関すること	39.1%	21.4%	12.5%
⑥ 犯罪(被害者・加害者)に関すること	52.2%	82.1%	50.0%
⑦ 著作権や肖像権に関すること	26.1%	46.4%	37.5%
⑧ フィルタリングの必要性に関すること	30.4%	39.3%	12.5%
⑨ ルールづくりの必要性に関すること	56.5%	57.1%	25.0%
⑩ その他	0.0%	0.0%	0.0%

【質問9】 あなたの学校では、ネットトラブルなどから児童生徒を守るため、今年度、保護者を対象にスマホの適切な使用や情報モラルに関する啓発等を実施しましたか。（実施予定を含む）

	小学校	中学校	高校
① 実施した(実施する予定)	75.9%	69.0%	60.0%
② 実施しない	24.1%	31.0%	40.0%

【質問10】 【質問9】で「①実施した」と答えたことについて、どのような啓発を行いましたか。〈複数回答可〉

	小学校	中学校	高校
① マナーやモラルに関すること	81.8%	100.0%	100.0%
② ネット依存に関すること	68.2%	60.0%	33.3%
③ ながらスマホの危険性に関すること	18.2%	5.0%	0.0%
④ 個人情報の流出に関すること	63.6%	90.0%	50.0%
⑤ ゲーム等の課金に関すること	36.4%	15.0%	16.7%
⑥ 犯罪(被害者・加害者)に関すること	31.8%	50.0%	16.7%
⑦ 著作権や肖像権に関すること	13.6%	30.0%	16.7%
⑧ フィルタリングの必要性に関すること	50.0%	55.0%	50.0%
⑨ ルールづくりの必要性に関すること	68.2%	85.0%	66.7%
⑩ その他	0.0%	0.0%	0.0%

【質問11】 あなたの学校では、ネットトラブルなどから児童生徒を守るため、今年度、教職員を対象に研修会等を実施しましたか。（実施予定を含む）

	小学校	中学校	高校
① 実施した(実施する予定)	27.6%	37.9%	40.0%
② 実施しない	72.4%	62.1%	60.0%

【質問12】 【質問11】で「①実施した」と答えたことについて、どのような研修会等を行いましたか。〈複数回答可〉

	小学校	中学校	高校
① マナーやモラルに関すること	87.5%	81.8%	100.0%
② ネット依存に関すること	62.5%	36.4%	75.0%
③ ながらスマホの危険性に関すること	25.0%	18.2%	0.0%
④ 個人情報の流出に関すること	75.0%	81.8%	50.0%
⑤ ゲーム等の課金に関すること	37.5%	9.1%	0.0%
⑥ 犯罪(被害者・加害者)に関すること	50.0%	45.5%	50.0%
⑦ 著作権や肖像権に関すること	0.0%	36.4%	50.0%
⑧ フィルタリングの必要性に関すること	37.5%	18.2%	0.0%
⑨ ルールづくりの必要性に関すること	37.5%	63.6%	50.0%
⑩ その他	0.0%	0.0%	0.0%